

租税特別措置法令 四段表 (沖縄の特区・地域税制関連)

租税特別措置法 目次

第十二条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 1
 第三十七条の十三 (特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等) 12
 第三十七条の十三の二 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等) 21
 第四十二条の九 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 67
 第四十五条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 80
 第六十条 (第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例) 93
 第六十八条の十三 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 98
 第六十八条の二十七 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 109
 第六十八条の六十三 (第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例) 123

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>第十二条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産 (同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。) を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したとき (所有権移転外リース取引に</p>	<p>第六条の三 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 法第十二条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。 一 (略) 二 法第十二条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) 第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日 (同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高</p>	<p>第五条の十四 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 1 2 (略)</p>	<p>第 12 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係 (生産等設備等の範囲) 12-1 措置法令第 6 条の 3 第 2 項に規定する生産等設備は、措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号から第 4 号までの第 2 欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 6 条の 3 第 4 項、第 6 項、第 9 項若しくは第 11 項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p>

租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法関係通達
<p>より取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。</p> <p>（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>第十二条 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のもの新</p>	<p>度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間）</p> <p>三 法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条</p>		<p>同条第15項、第17項、第19項又は第21項に規定する設備についても、同様とする。</p> <p>（適用対象地区が重複する場合の選択適用）</p> <p>12-2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等（以下第12条関係において「工業用機械等」という。）を取得（製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。）して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したもとして同項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>（略）</p> <p>（注） 同表の第5号の上欄に掲げる地区には、同表の第1号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。</p> <p>（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）</p> <p>12-3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に</p>	<p>第八項の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間）</p> <p>四 法第十二条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条</p>		<p>資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定（措置法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。</p> <p>措置法令第 6 条の 3 第 2 項第 2 号イ若しくは第 3 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は同条第 15 項、第 17 項、第 19 項若しくは第 21 項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）</p> <p>12-4 措置法令第 6 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第 42 条第 1 項</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
算入される金額を下ることはできない。				<p>の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。)</p> <p>五 法第十二条第一項の表の第五号の第一欄に掲げる離島の地域において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第一条に規定する島として定められた日又は同条の規定による指定の日から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同表の第五号の第一欄に規定する離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間)</p> <p>2 法第十二条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。</p> <p>一 (略)</p>		<p>の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第 2 項に掲げるものがある場合又は措置法第 33 条の 6 第 2 項、第 37 条の 3 第 3 項若しくは第 37 条の 5 第 2 項の規定により措置法第 12 条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第 6 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうかを判定するときは、令第 90 条各号、措置法第 33 条の 6 第 1 項、第 37 条の 3 第 1 項又は第 37 条の 5 第 3 項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。</p> <p>措置法令第 6 条の 3 第 2 項第 2 号イ若しくは第 3 号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は同条第 15 項、第 17 項、第 19 項若しくは第 21 項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p>
地区又は地域	事業	資産	割合			
一 (略)						
二 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品(専ら開発研究の用に供されるものその他の政令で定める。)並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の三十四(建物及びその附属設備については、百分の二十)			
三 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定め	百分の五十(建物及びその附			

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている地区	業	る建物及びその附属設備	属設備について、百分の二十五)	二 法第十二条第一項の表の第二号から第四号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千円を超えるもの ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（法第十二条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの		(注) 法第 42 条の規定の適用を受けた減価償却資産が工業用機械等又は産業振興機械等に該当する場合には、措置法第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定による特別償却等の計算の基礎となる取得価額は、令第 90 条各号の規定により計算した金額によることに留意する。 (工業用機械等又は産業振興機械等の範囲) 12-5 工業用機械等又は産業振興機械等には、措置法第 33 条の 6 第 2 項、第 37 条の 3 第 3 項又は第 37 条の 5 第 2 項の規定により措置法第 12 条の規定の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。
四 沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条に規定する経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条第二項第二号に規	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五)	三 法第十二条第一項の表の第五号の第二欄に掲げる事業 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千円を超えるもの 3 4 5 (略) 6 法第十二条第一項の表の第二号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）、自然科学研究所に属する事業、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第一号及び第八項第六号		(特別償却の対象となる資産) 12-6 工業用機械等は、事業の用に供する設備の新設又は増設に伴って取得したものをいうのであるから、当該新設又は増設に伴って取得し、又は製作し、若しくは建設したものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該個人の他の工場又は作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。

租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)				租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)				租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)				租税特別措置法関係通達				
	定する 特定経 済金融 活性化 産業に 属する 事業			において「研究開発支援検査分析業」とい う。)とする。								(新增設の範囲) 12-7 措置法第 12 条第 1 項の規定の 適用上、次に掲げる工業用機械等の取得 についても同項に規定する新設又は増設に 係る工業用機械等の取得に該当するもの とする。				
五	沖縄振興 特別措置法 第三条第三 号に規定する 離島の地域	旅館業 のうち 政令で 定める 事業	政令で定め る建物及び その附属設 備	百分の 八	7 法第十二条第一項の表の第二号の第 三欄に規定する政令で定めるものは、次の 各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号 に定める器具及び備品とする。 一 製造の事業、機械設計業、エンジニア リング業、自然科学研究所に属する事業、 商品検査業、計量証明業及び研究開発 支援検査分析業 次に掲げる器具及び備 品 イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若 しくは新たな技術の発明又は現に企業化さ れている技術の著しい改善を目的として特 別に行われる試験研究をいう。）の用に供 される器具及び備品として財務省令で定め るもの ロ 電子計算機その他の財務省令で定め る器具及び備品 二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包 業、卸売業、デザイン業及び経営コンサル タント業 前号ロに掲げる器具及び備品 8 法第十二条第一項の表の第二号の第 三欄に規定する政令で定める建物は、次 の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各 号に定める建物とする。				3 施行令第六条の三第七項第一号ロ 及び法第十二条第一項の表の第四号の 第三欄に規定する財務省令で定める器具 及び備品は、次に掲げるものとする。 一 電子計算機（計数型の電子計算機 （主記憶装置にプログラムを任意に設定で きる機構を有するものに限る。）のうち、処 理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時 における記憶容量（検査用ビットを除く。） が十六メガバイト以上の主記憶装置を有す るものに限るものとし、これと同時に設置する 附属の入出力装置（入力用キーボード、 デジタイザー、タブレット、光学式読取装 置、音声入力装置、表示装置、プリンター 又はプロッターに限る。）、補助記憶装置、 通信制御装置、伝送用装置（無線用の ものを含む。）又は電源装置を含む。） 二 デジタル交換設備（専用電子計算機 （専ら器具及び備品の動作の制御又はデ ータ処理を行う電子計算機で、物理的変 換を行わない限り他の用途に使用できない ものをいう。次号において同じ。）により発 信される制御指令信号に基づきデジタル信 号を自動的に交換するための機能を有する				(1) 既存設備が災害により滅失又は 損壊したためその代替設備として取得をした 工業用機械等 (2) 既存設備の取替え又は更新のため に工業用機械等の取得をした場合で、そ の取得により生産能力又は処理能力等が 従前に比して相当程度（おおむね 30% ） 以上増加したときにおける当該工業用機械 等のうちその生産能力又は処理能力等が 増加した部分に係るもの (3) 同項の表の各号の第 1 欄に掲げる 地区又は地域において他の者が同項の表 の各号の第 2 欄に掲げる事業の用に供して いた工業用機械等の取得をした場合におけ る当該工業用機械等 (工場用又は作業場用等の建物及びその 附属設備の意義) 12-8 措置法第 12 条第 1 項に規定す る工場用の建物及びその附属設備並びに 措置法令第 6 条の 3 第 5 項、第 8 項及			
2 第十一条第二項の規定は、前項の規 定の適用を受ける工業用機械等の償却費 の額を計算する場合について準用する。こ の場合において、同条第二項中「その合計 償却限度額」とあるのは、「第十二条第一 項本文の規定により必要経費に算入するこ とができる償却費の限度額」と読み替えるも のとする。 第十一条 2 前項の規定により当該特定設備等 の償却費として必要経費に算入した金 額がその合計償却限度額に満たない場 合には、当該特定設備等を事業の用に 供した年の翌年分の事業所得の金額の																

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>計算上、当該特定設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第十一条第三項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>第十一条 3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する</p>	<p>一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>二 倉庫業及びこん包業 作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物</p> <p>四 デザイン業、機械設計業、商品検査業及び計量証明業 事務所用又は作業場用の建物</p> <p>五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物</p> <p>六 研究開発支援検査分析業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物</p> <p>9 法第十二条第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）、同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）とする。</p> <p>10 法第十二条第一項の表の第三号の</p>	<p>ものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置（当該交換するための機能を制御するものに限る。）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む。）</p> <p>三 デジタルボタン電話設備（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従ってデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む。）</p> <p>四 ICカード利用設備（ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダー、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>び第 10 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。</p> <p>(1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>12-8 の 2 措置法令第 6 条の 3 第 7 項第 1 号イに規定する開発研究（以下第 12 条関係において「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</p> <p>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</p> <p>(3) (1) 又は (2) の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</p> <p>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>第三欄に規定する政令で定める建物は、第八項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。</p> <p>一 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>二 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>三 不動産賃貸業 倉庫用の建物</p> <p>四 航空機整備業 事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物</p> <p>1 1 法第十二条第一項の表の第五号の第二欄に規定する政令で定める事業は、旅館業とし、同号の第三欄に規定する政令で定める建物は、旅館業用建物とする。</p> <p>1 2 ～ 2 3 (略)</p>		<p>究</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>12-8 の 3 措置法令第 6 条の 3 第 7 項第 1 号イに規定する「専ら開発研究 (...) の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において事業の用に供されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>12-8 の 4 個人が、その取得をした措置法第 12 条第 1 項の表の第 2 号の第 3 欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人の行う開発研究の用に供したもとして同条の規定を適用する。</p> <p>(工場用又は作業場用等その他の用に</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>共用されている建物の判定)</p> <p>12-9 事業の用に供されている一の建物が工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は作業場用等に供されている部分について措置法第 12 条第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。</p> <p>(1) 工場用又は作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用又は作業場用等に供されているものとすることができる。</p> <p>(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)</p> <p>12-10 措置法第 12 条第 1 項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>措置法第 12 条第 3 項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</p> <p>(取得価額の合計額が 2,000 万円等を</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>超えるかどうかの判定)</p> <p>12-11 措置法令第 6 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号イ若しくは第 3 号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は同条第 15 項、第 17 項、第 19 項若しくは第 21 項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>12-12 措置法第 12 条第 1 項の表の各号の第 1 欄に掲げる地区若しくは地域又は同条第 3 項の表の各号の上欄に掲げる地区(以下 12-14 までにおいて「特定地域」という。)内において行う事業が同条第 1 項の表の各号の第 2 欄又は同条第 3 項の表の各号の中欄に掲げる事業(以下この項及び 12-13 において「指定事業」とい</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>う。)に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。</p> <p>(注)1 例えば、建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業又は製造業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として行う。</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>12-13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第 12 条第 1 項に規定する工業用機械等又は同条第 3 項に規定する産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>産業振興機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。</p> <p>(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号から第 3 号までの第 2 欄に掲げる製造の事業又は同条第 3 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p>12-14 (略)</p>
<p>第三十七条の十三（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）</p> <p>平成十五年四月一日以後に、次の各号に掲げる株式会社（以下この条及び次条において「特定中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条及び次条において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を</p>	<p>第二十五条の十二（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）</p> <p>法第三十七条の十三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式（以下この条及び次条において「特定株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。以下この条及び次条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条及び次条において同じ。）をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（同項に規定する特定</p>	<p>第十八条の十五（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）</p> <p>施行令第二十五条の十二第一項第一号に規定する財務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式（法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める日とする。</p> <p>一 特定中小会社（法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設立の際に発行された特定株式 当該特定中小会社の成立の日</p> <p>二 特定中小会社の設立の日後に発行された特定株式 当該特定株式の払込みの日</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条において同じ。)が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式(その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。)の取得に要した金額の合計額(適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額(この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。))及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株</p>	<p>中小会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者 二 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であつた者」という。) 三 特定事業主であつた者の親族 四 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 五 特定事業主であつた者の使用人 六 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの 七 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族 八 前各号に掲げる者以外の者で、特定中小会社との間で当該特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約として財務省令で定める契約を締結していないもの 二 法第三十七条の十三第一項の規定による控除については、次に定めるところによる。</p>	<p>期日(払込みの期間の定めがある場合には、当該払込みをした日) 2 施行令第二十五条の十二第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法をいう。 3 施行令第二十五条の十二第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社(同族会社に該当するものに限る。)の株主のうち、その者を法人税法施行令第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第五号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。 4 施行令第二十五条の十二第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、次の各号に掲げる特定中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約とする。 一 (略) 二 法第三十七条の十三第一項第四号に掲げる指定会社に該当する特定中小会社 当該特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。)の合計額(以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。)が当該取得に要した金額の合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額に相当する金額)を控除する。</p> <p>一 ～ 三 (略)</p> <p>四 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第五十七条の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたもの 当該指定会社により発行される株式</p> <p>2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象特定株式の取得に要した金額、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。</p> <p>3 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定株式と同一銘柄の株</p>	<p>一 法第三十七条の十三第一項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額の同項の規定による控除は、まず同項に規定する適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その取得の日の属する年分の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、同項に規定する適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その取得の日の属する年分の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>二 所得税法第七十一条第一項の規定による控除が行われる場合には、まず法第三十七条の十三第一項の規定による控除を行つた後、所得税法第七十一条第一項の規定による控除を行う。</p> <p>3 前項の場合において、同項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額は、法第三十七条の十三第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得をした特定株式の取得に要した金額の合計額を当該取得をした特定株式の数で除して計算した金額に次項に規定する控除対象特</p>	<p>内閣府令(平成二十六年内閣府令第三十三号)第八条第五号に規定する特定株式投資契約に該当するもの</p> <p>5 ～ 7 (略)</p> <p>8 法第三十七条の十三第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(第三号に掲げる書類にあつては、同条第一項に規定する控除対象特定株式を取得した日の属する年中の同号イからこまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)とする。</p> <p>一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>イ 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る基準日(第一項各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ロ及び次号において同じ。)において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類((3) に掲げる事項の記載があるものに限る。)</p> <p>(1) 当該特定中小会社が中小企業等経営強化法施行規則第三条各号に掲げる要件に該当するものであること。</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>定株式数を乗じて計算した金額とする。</p> <p>4 法第三十七条の十三第一項に規定するその年十二月三十一日において有するものとして政令で定める特定株式は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定株式のうちその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。）における当該特定株式に係る控除対象特定株式数（当該特定株式の銘柄ごとに、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した残数をいう。）に対応する特定株式とする。</p> <p>一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定株式の数</p> <p>二 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に譲渡又は贈与をした同一銘柄株式（前号の特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式をいう。以下この条において同じ。）の数</p> <p>5 特定株式の払込みによる取得の後当該取得の日の属する年十二月三十一日までの期間（以下この項及び次項において</p>	<p>（ 2 ） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定中小会社との間で締結された第四項第一号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。</p> <p>（ 3 ） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。以下この号において同じ。）、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>ロ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合 当該特定株式に係る認定投資事業有限責任組合の当該特定株式に係る基準日において（ 1 ）及び（ 2 ）に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（（ 3 ）に掲げる事項の記載があるものに限る。）並びに当該認定投資事業有限責任組合が第六項の認定を受けたものであることを証する書類の写し</p> <p>（ 1 ） 当該特定中小会社が第五項各号に掲げる要件に該当するものであること。</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>「取得後期間」という。)内に、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割又は併合があつた場合における第三項に規定する取得をした特定株式の数及び前項各号に掲げる数の計算については、当該分割又は併合の前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当該分割又は併合の比率(取得後期間内において二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての段階の分割又は併合の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数とする。</p> <p>6 特定株式の払込みによる取得後期間内に、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき会社法第八十五条に規定する株式無償割当て(当該株式無償割当てにより当該特定株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。以下この項において同じ。)があつた場合における第三項に規定する取得をした特定株式の数及び第四項各号に掲げる数の計算については、当該株式無償割当ての前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当該株式無償</p>	<p>(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、第五項第五号の契約に従つて当該認定投資事業有限責任組合を通じて払込みによりされたものであること。</p> <p>(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>八 法第三十七条の十三第一項第三号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合 当該特定株式に係る同号の金融商品取引業者の当該特定株式に係る第一項第二号に定める日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類((3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)</p> <p>(1) 当該特定中小会社が前項各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、前項第二号の契約に従つて当該金融商品取引業者を通じて払込みによりされたものであること。</p> <p>(3) 当該居住者又は恒久的施設を</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>割当てにより割り当てられた株式の数（取得後期間内において二以上の段階にわたる株式無償割当てがあつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての段階の株式無償割当てにより割り当てられた株式の数の合計数）を加算した数とする。</p> <p>7 法第三十七条の十三第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした同項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき同項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた年（以下この項において「適用年」という。）の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第三項から第六項までの規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となるその法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第五條第一項の規定により算出した取得価額は、当該同一銘柄株式一株当たりの適用年の十二月三十一日における当該取得価額から当該適用を</p>	<p>有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>二 法第三十七条の十三第一項第四号に掲げる指定会社に該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた沖縄県知事の当該特定株式に係る第一項第二号に定める日において（１）及び（２）に掲げる事実を確認した旨を証する書類（（３）に掲げる事項の記載があるものに限る。）</p> <p>（１） 当該特定中小会社が経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第八条各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>（２） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定中小会社との間で締結された第四項第二号に定める契約に基づき、当該特定中小会社の設立の日以後十年以内に払込みによりされたものであること。</p> <p>（３） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込み</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>受けた金額を同日において有する当該同一銘柄株式の数で除して計算した金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十八条第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。</p> <p>8 法第三十七条の十三第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、払込みにより取得をした特定中小会社の特定株式（同項第一号に定める特定株式にあつては平成十五年四月一日（同項第二号及び第三号に定める特定株式にあつては平成十六年四月一日とし、同項第四号に定める特定株式にあつては平成二十六年四月一日とする。）以後に払込みにより取得をしたものに限る。）に係る同一銘柄株式をその払込みによる取得があつた日の属する年の翌年以後の各年において譲渡又は贈与をした場合において、当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が第一項第八号に規定する財務省令で定める契約に基づく当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者からの申出その他の事由により当該譲渡又は贈与があつたことを知つたときは、当該特定中小会社は、その知つた日の</p>	<p>により取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>二 当該特定株式を発行した特定中小会社の当該特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定株式に係る基準日（当該特定株式が法第三十七条の十三第一項第三号又は第四号に定める株式である場合には、当該特定株式に係る第一項第二号に定める日）において施行令第二十五条の十二第一項第一号から第七号までに掲げる者に該当しないことの確認をした旨を証する書類</p> <p>三 当該特定株式を発行した特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）から交付を受けた当該特定株式を払込みにより取得をした当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する当該特定中小会社の株式の当該取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の異動につき次に掲げる事項がその異動ごとに記載された明細書</p> <p>イ 異動事由 ロ 異動年月日 ハ 異動した株式の数及び当該異動直後</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>属する年の翌年一月三十一日までに、その知った旨その他の財務省令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。</p> <p>9 法第三十七条の十三第一項の規定の適用がある場合における法第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定の適用については、法第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</p>	<p>において有する株式の数</p> <p>ニ その他参考となるべき事項</p> <p>四 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定中小会社との間で締結された当該特定中小会社の第四項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約に係る契約書の写し</p> <p>五 施行令第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）に規定する明細書で施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び同号に規定する適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の記載があるもの（施行令第二十五条の十の十第七項の規定の適用がある場合において同項に規定する確定申告書に当該明細書に代えて特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該特定口座年間取引報告書等とし、第十八条の十三の五第六項及び第七項の規定の適用がある場合において同条第六項に規定する確定申告書に同項の明細書及び特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書等とする。）</p> <p>六 施行令第二十五条の十二第二項第</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		<p>一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細書（同号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定株式の銘柄ごとの同条第三項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）</p> <p>七 施行令第二十五条の十二第四項に規定する控除対象特定株式数の計算に関する明細書（当該控除対象特定株式数並びに当該控除対象特定株式数に係る同項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）</p> <p>九 施行令第二十五条の十二第八項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する特定中小会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定中小会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知つた旨、当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の事項とする。</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>第三十七条の十三の二(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)</p> <p>特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む。)が発行した株式に係る上場等の日(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場された日その他の政令で定める日をいう。)の前日までの期間(第八項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたこと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。</p> <p>一 当該払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が解散(合併による解散を除く。)をし、その清算が終了したこ</p>	<p>第二十五条の十二の二(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)</p> <p>法第三十七条の十三の二第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ当該各号に定める日とする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所(以下この号において「金融商品取引所」という。)に上場されている株式 当該株式が同法第二十一条の規定により内閣総理大臣への届出がなされて最初にいずれかの金融商品取引所に上場された日(当該株式が同日の前日において店頭売買登録銘柄(株式で、同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を公表し、かつ、当該株式の発行人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。次号において同じ。)として登録されていた株式である場合には、同号に定める日)</p> <p>二 店頭売買登録銘柄として登録されている株式 当該株式が最初に金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会の定める規則に従い店頭</p>	<p>第十八条の十五の二(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)</p> <p>法第三十七条の十三の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 前条第八項第一号から第四号までに掲げる書類</p> <p>二 価値喪失株式(施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する価値喪失株式をいう。以下この条において同じ。)に係る同項各号に定める金額の計算に関する明細書(当該価値喪失株式に係る当該各号に規定する一株当たりの取得価額に相当する金額又は一株当たりの金額に相当する金額、これらの金額の計算に関する明細及び当該各号に規定する当該価値喪失株式の数の記載があるものに限る。)</p> <p>三 価値喪失株式に係る施行令第二十五条の十二の二第十五項に規定する特定残株数(以下この号及び次項において「特定残株数」という。)の計算に関する明細書(当該特定残株数並びに当該特定残株数に係る同条第十五項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>と。</p> <p>二 前号に掲げる事実と類する事実として政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。</p> <p>3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。</p> <p>4 確定申告書（第十項において準用する第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百三十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。）の提出する居住者又は恒久的施設</p>	<p>売買登録銘柄として登録された日</p> <p>2 法第三十七条の十三の二第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 払込みにより取得をした法第三十七条の十三の二第一項各号に掲げる事実（以下この項において「事実」という。）の発生に係る特定株式（以下この項において「価値喪失株式」という。）が事業所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令第百五条第一項に規定するその年十二月三十一日とみなして同項第一号に掲げる方法によつて当該価値喪失株式に係る一株当たりの取得価額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額</p> <p>二 価値喪失株式が譲渡所得又は雑所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した時を所得税法施行令第百十八条第一項に規定する譲渡の時とみなして同項に定める方法によつて当該価値喪失株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当</p>	<p>規定する払込みにより取得をした特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）</p> <p>四 施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書（価値喪失株式と当該価値喪失株式以外の法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等（以下この号、次項及び第四項において「一般株式等」という。）との別に、価値喪失株式に係る施行令第二十五条の十二の二第二項各号に掲げる金額及び当該一般株式等に係る第十八条の九第二項各号に定める項目別の金額の記載があるものに限る。）</p> <p>五 当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この号において同じ。）につき発生した次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>イ 法第三十七条の十三の二第一項第一号の清算（特別清算を除く。）が終了したこと 当該清算の結了の登記がされた当該特定中小会社の登記事項証明書又は当該清算に係る会社法第五百七条第三項の承認がされた同項に規定する決算報告の写し及び当該承認がされた株主総会の議事録の写し（当該清算に係る清算人に</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>を有する非居住者の特定株式に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>5 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。</p> <p>6 第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。</p> <p>7 確定申告書を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特</p>	<p>該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額</p> <p>3 法第三十七条の十三の二第一項第二号に規定する政令で定める事実、払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこととする。</p> <p>4 法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第二項の確定申告書（同条第十項において準用する法第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。）に、法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をし、かつ、同条第二項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 前項に規定する者が、法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受けようとする年の翌年以後において同条第七項の規定の適用を受けるために、その年分の所得税につき同条第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で</p>	<p>より原本と相違のないことが証明されたものに限る。）</p> <p>ロ 法第三十七条の十三の二第一項第一号の清算（特別清算に限る。）が終了したこと 当該特別清算の終結の登記及び当該終結に伴う閉鎖の登記がされた当該特定中小会社の登記事項証明書又は当該特別清算に係る会社法第五百六十九条第一項の認可の決定の公告があつたことを明らかにする書類の写し</p> <p>ハ 施行令第二十五条の十二の二第三項に規定する破産手続開始の決定を受けたこと 当該破産手続開始の決定の登記がされた当該特定中小会社の登記事項証明書又は当該破産手続開始の決定の公告があつたことを明らかにする書類の写し</p> <p>2 施行令第二十五条の十二の二第五項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類とする。</p> <p>一 その年において施行令第二十五条の十二の二第五項に規定する者に特定株式の同条第九項第一号に規定する譲渡に係る同号又は同項第二号に定める金額がある場合 前項各号に掲げる書類及び次項第四号イ（1）から（3）までに掲げる</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>定株式に係る譲渡損失の金額（第四項又はこの項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）及び第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定又は第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該年分の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>8 第四項、第五項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対してする譲渡その他の政令で定めるものを除く。）を</p>	<p>定める書類の添付がある確定申告書を提出する場合における前項の規定の適用については、同項中「同条第二項に規定する財務省令で定める書類」とあるのは、「同条第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書及び財務省令で定める書類」とする。</p> <p>6 法第三十七条の十三の二第四項の規定の適用を受けようとする場合に提出する同項に規定する確定申告書には、所得税法第二百十条第一項各号又は第二百二十三条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>一 その年において生じた法第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額</p> <p>二 前号に掲げる金額を控除しないで計算した場合のその年分の法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法第三十七条の十三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</p> <p>三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他参考となるべき事項</p> <p>7 法第三十七条の十三の二第七項の規</p>	<p>書類並びに次に掲げる書類（当該譲渡をした特定株式と同一銘柄の他の特定株式がその年において価値喪失株式となつた場合には、ロに掲げる書類）</p> <p>イ 当該譲渡をした特定株式に係る特定残株数の計算に関する明細書（前項第三号に規定する記載があるものに限る。）</p> <p>ロ 施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書（当該譲渡をした特定株式と当該特定株式以外の一般株式等との別に、第十八条の九第二項各号に定める項目別の金額の記載があるものに限る。）</p> <p>二 その年において前号に規定する者に同号に規定する金額がない場合 前項各号に掲げる書類</p> <p>3 法第三十七条の十三の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）の計算に関する明細書（当該特定株式に係る譲渡損失の金額、施行令第二十五条の十二の二第十一項に規定する特定譲渡損失の金額、同条第十項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額及び法第三十七条の十第</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>したことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。</p> <p>9 第三十七条の十二の二第七項、第八項及び第十項の規定は、第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第五項の規定」とあるのは「第三十七条の十三の二第七項の規定」と、「前項」とあるのは「同条第八項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは「添付がある確定申告書（同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）」と、「第五項の確定申告書」とあるのは「同条第七項の確定申告書」と、同条第八項中「第五項の規定の適用がある場合における第八条の四（第三項を除く。）」とあるのは「第三十七条の十三の二第七項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（第六項を除く。）」と、「第八条の四第一項」とあるのは</p>	<p>定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。</p> <p>一 控除する特定株式に係る譲渡損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額から順次控除する。</p> <p>二 前年以前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法第三十七条の十三の二第七項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。</p> <p>三 所得税法第七十一条第一項の規定による控除が行われる場合には、まず法第</p>	<p>一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額の記載があるものに限る。）</p> <p>二 施行令第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書（施行令第二十五条の十の十第七項の規定の適用がある場合において同項に規定する確定申告書に当該明細書に代えて特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該特定口座年間取引報告書等とし、第十八条の十三の五第六項及び第七項の規定の適用がある場合において同条第六項に規定する確定申告書に同項の明細書及び特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書等とする。）</p> <p>三 前条第八項第一号から第四号までに掲げる書類</p> <p>四 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>イ その年において法第三十七条の十三の二第四項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者に特定株式の施行令第二十五条の十二の二第九項第一号に規定する譲渡に係る同号又は同項第二号に定める金額がある場合 次に掲げる書</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>「第三十七条の十第一項」と、「計算した金額（第三十七条の十二の二第五項）」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十三の二第七項）」と、同条第十項中「第五項」とあるのは「第三十七条の十三の二第七項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三の二第八項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）」に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第三十七条の十二の二第九項の規定は、その年の翌年以後において第七項の規定の適用を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第九項中「第五項の」とあるのは「第三十七条の十三の二第七項の」と、「譲渡損失の繰越控除」の」とあるのは「譲渡損失の繰越控除」又は第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の」と、「同条第六項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第六項」と、「その他の」とあるのは、「その年において生じた同法第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式に係る譲</p>	<p>三十七条の十三の二第七項の規定による控除を行った後、所得税法第七十一条第一項の規定による控除を行う。</p> <p>8 法第三十七条の十三の二第八項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。</p> <p>一 次に掲げる者に対する譲渡</p> <p>イ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の親族</p> <p>ロ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の使用人</p> <p>ニ イからハまでに掲げる者以外の者で、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの</p> <p>ホ ロからニまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p> <p>二 特定株式の譲渡をすることにより当該譲渡をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合における当該譲渡</p> <p>9 法第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じ</p>	<p>類</p> <p>(1) 当該特定株式の譲渡に係る金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関から交付を受けた当該特定株式の譲渡に係る契約締結時交付書面（金融商品取引業等に関する内閣府令第百条第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。）</p> <p>(2) 当該特定株式の譲渡を受けた者の氏名及び住所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者との関係、当該譲渡をした特定株式の数、当該譲渡による収入金額、当該譲渡をした年月日その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>(3) 当該譲渡をした特定株式に係る取得価額の計算に関する明細書（所得税法施行令第百五条第一項第一号に掲げる方法によつて算出した当該特定株式に係る一株当たりの取得価額又は同令第百十八条第一項に定める方法によつて算出した当該譲渡をした特定株式に係る一株当たりの金額及びこれらの金額の計算に関</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>渡損失の金額(同条第四項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「(租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額(租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の二第七項」と、「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「を除く」と、「第三十七条の十一第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>11 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一</p>	<p>た損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 当該損失の金額が、法第三十七条の十三の二第八項に規定する適用期間(次号において「適用期間」という。)内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。)をしたことにより生じたものである場合(第三号に掲げる場合を除く。)当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額</p> <p>二 当該損失の金額が、適用期間内に、払込みにより取得をした特定株式で譲渡所得の基因となるものの譲渡をしたことにより生じたものである場合(次号に掲げる場合を除く。)当該特定株式の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額</p> <p>三 当該損失の金額が法第三十七条の十三の二第一項の規定により同項の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものである場合 第二項各号に掲げる</p>	<p>する明細並びに当該譲渡をした特定株式の数の記載があるものに限る。)</p> <p>(4) 前項第一号イ及びロに掲げる書類(当該譲渡をした特定株式と同一銘柄の他の特定株式がその年において価値喪失株式となつた場合には、同号ロに掲げる書類)</p> <p>ロ その年においてイに規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者に施行令第二十五条の十二の二第九項第三号に定める金額がある場合 第一項第二号から第五号までに掲げる書類</p> <p>4 施行令第二十五条の十二の二第九項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の</p>	

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項、第四項及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより計算した金額</p> <p>10 法第三十七条の十三の二第八項に規定する控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした日の属する年分の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。</p> <p>11 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、その年中の法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、同項に規定する一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は同項に規定する一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第九項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。</p> <p>12 特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄</p>	<p>双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。</p> <p>5 法第三十七条の十三の二第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 第三項第一号から第三号までに掲げる書類</p> <p>二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>イ その年において法第三十七条の十三の二第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者に特定株式の施行令第二十五条の十二の二第九項第一号に規定する譲渡に係る同号又は同項第二号に定める金額がある場合 第</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合（当該譲渡の時の直前において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、これらの株式（以下この項から第十四項までにおいて「同一銘柄株式」という。）の譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をした当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなして、この条及び法第三十七条の十三の二並びに法第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。</p> <p>13 特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令第百十条第一項に規定する分割又は併合後の所有株式（以下この項において「特定分割等株式」という。）を有することとなつた場合（当該特定分割等株式を有することとなつた時の直前において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に当該同</p>	<p>三項第四号イに定める書類</p> <p>ロ その年においてイに規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者に施行令第二十五条の十二の二第九項第三号に定める金額がある場合 第三項第四号ロに定める書類</p> <p>6 法第三十七条の十三の二第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類は、法第三十七条の十三の二第七項の規定によりその年において控除すべき特定株式に係る譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書及び第一項第四号、第二項第一号ロ又は第三項第二号に掲げる書類とする。</p> <p>7 施行令第二十五条の十二の二第十六項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十一項第六号に規定する財務省令で定める事項は、法第三十七条の十三の二第七項の規定によりその年において控除すべき特定株式に係る譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎その他参考となるべき事項とする。</p> <p>8 第十八条の十四の二第六項の規定は、施行令第二十五条の十二の二第十</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>一 銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。)には、当該特定分割等株式のうち当該特定分割等株式の数に第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する株式を有することとなつたことはその有することとなつた時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、この条及び法第三十七条の十三の二並びに法第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。</p> <p>一 当該特定分割等株式を有することとなつた時の直前において有する当該同一銘柄株式の数</p> <p>二 当該特定分割等株式を有することとなつた時の直前における当該特定株式に係る特定残株数</p> <p>14 特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令第百十一条第二項に規定する株式無償割当て後の所有株式(以下この項において「特定無償割当て株式」という。)を有することとなつた場合(当該特定無償割当て株式</p>	<p>七項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十二項第六号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条の十四の二第六項第一号中「第三十七条の十二の二第九項」とあるのは「第三十七条の十三の二第十項において準用する法第三十七条の十二の二第九項」と、「第二十五条の十一の二第十九項第六号」とあるのは「第二十五条の十二の二第二十三項第六号」と、同項第二号中「第二十五条の十一の二第十二項第三号」とあるのは「第二十五条の十二の二第十七項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十二項第三号」と、同項第三号中「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第五項又は法第三十七条の十三の二第七項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額及びその金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は法第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額及びこれらの金額」と読み替えるものとする。</p> <p>9 次の各号に掲げる記載、事項又は規定は、当該各号に定める記載、事項又は規定とする。</p> <p>一 施行令第二十五条の十二の二第二</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>を有することとなつた時の直前において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。)には、当該特定無償割当て株式のうち当該特定無償割当て株式の数に第一号に掲げる数のうち第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する株式を有することとなつたことはその有することとなつた時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、この条及び法第三十七条の十三の二並びに法第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。</p> <p>一 当該特定無償割当て株式を有することとなつた時の直前において有する当該同一銘柄株式の数</p> <p>二 当該特定無償割当て株式を有することとなつた時の直前における当該特定株式に係る特定残株数</p> <p>1 5 前三項に規定する特定残株数は、同一銘柄の株式に係る第一号に掲げる数から当該同一銘柄の株式に係る第二号に掲げる数を控除した数をいうものとし、第十三項に規定する特定分割等株式を有することとなつたことがある場合又は前項に規定</p>	<p>十三項第四号の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十五条第一項から第三項までに規定する財務省令で定める記載 施行令第二十五条の十二の二第二十六項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十一項各号に掲げる事項の記載</p> <p>二 施行令第二十五条の十二の二第二十三項第五号の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十七条第一項及び第二項並びに施行令第二十五条の十二の二第二十三項第六号の規定により読み替えて適用される同法第百二十七条第三項に規定する財務省令で定める事項 施行令第二十五条の十二の二第十六項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十一項各号に掲げる事項</p> <p>三 施行令第二十五条の十二の二第二十三項第七号の規定により読み替えて適用される所得税法第百五十二条、同項第八号の規定により読み替えて適用される同法第百五十三条各号列記以外の部分、同項第九号の規定により読み替えて適用される同法第百五十三条の二第一項第二号並びに施行令第二十五条の十二の二第二十三項第十一号の規定により読み替えて適用される同法第百五十七条第一</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p> する特定無償割当て株式を有することとなつたことがある場合においてこれらの号に掲げる数の算出をするときは、当該特定分割等株式及び特定無償割当て株式を有することとなつた時（当該特定分割等株式及び特定無償割当て株式を有することとなつた時が二以上ある場合には、最後の当該特定分割等株式及び特定無償割当て株式を有することとなつた時）以後にされた特定株式の払込みによる取得又は株式の譲渡若しくは贈与を基礎として計算するものとする。 </p> <p> 一 払込みにより取得をした特定株式の数（払込みによる取得が二以上ある場合には、当該二以上の払込みによる取得をした特定株式の数の合計数） </p> <p> 二 特定株式の払込みによる取得の時（払込みによる取得が二以上ある場合には、最初の払込みによる取得の時）以後に譲渡又は贈与をした株式の数 </p> <p> 16 第二十五条の十一の二第十一項の規定は、その年の翌年以後又はその年において法第三十七条の十三の二第七項の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十五条の十一の二第十一項第一号中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式 </p>	<p> 項及び第四項に規定する財務省令で定める規定 施行令第二十五条の十二の二第十六項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十一項第一号若しくは第五号又は施行令第二十五条の十二の二第十七項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十二項第一号若しくは第五号 </p> <p> 10 法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合における第十八条の九第三項及び第十八条の十第三項の規定の適用については、第十八条の九第三項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、「同項に規定する」とあるのは「同法第三十七条の十第一項に規定する」と、第十八条の十第三項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の </p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>等に係る譲渡損失の金額又は法第三十七條の十三の二第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）と、同項第二号中「（法第三十七條の十二の二第五項とあるのは「又は特定株式に係る譲渡損失の金額（法第三十七條の十二の二第五項又は第三十七條の十三の二第七項）」と、同項第三号中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。））」と、「第三十七條の十二の二第一項」とあるのは「第三十七條の十二の二第一項又は第三十七條の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第四号中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に</p>	<p>金額）」と、「同項に規定する」とあるのは「同法第三十七條の十一第一項に規定する」とする。</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>係る譲渡損失の金額」と、「当該損失の金額」とあるのは「これらの損失の金額」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第五号中「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の二第七項」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。</p> <p>17 第二十五条の十一の二第十二項の規定は、法第三十七条の十三の二第十項において準用する法第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十三条第一項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第二十五条の十一の二第十二項第一号中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は法第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式に係る譲渡損</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）と、同項第二号中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額（法第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の二第七項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）と、同項第三号中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、同項第四号中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>譲渡損失の金額」と、「当該損失の金額」とあるのは「これらの損失の金額」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第五号中「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の二第七項」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。</p> <p>18 第二十五条の十一の二第十三項の規定は、法第二十八条の四第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定により読み替えられた第二十五条の十一の二第十二項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十三項中「、第三十七条の十第一項又は」とあるのは「又は」と、「、法第三十七条の十第一項に規定す</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>る一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び」とあるのは「及び」と、「前項」とあるのは「第二十五条の十二の二第十七項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p>19 所得税法第百二十条第三項から第五項までの規定は、法第三十七条の十三の二第十項において準用する法第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出について準用する。</p> <p>20 法第三十七条の十三の二第七項の規定の適用がある場合における法第三十七条の十第六項の規定により読み替えられた所得税法の規定の適用については、同項第五号中「これらの規定」とあるのは「同法第七十一条第一項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十二条第一項各号列記以外の部分中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用があ</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>る場合には、その適用後の金額。以下同じ。)と、同項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十三条から第八十七条までの規定」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」とする。</p> <p>2 1 前項の規定は、法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合における法第三十七条の十一第六項において準用する法第三十七条の十第六項の規定により読み替えられた所得税法の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十三の二第七項()とあるのは「第三十七条の十三の二第四項若しくは第七項()と読み替えるものとする。</p> <p>2 2 法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合における第二十五条の八第十五項(第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十条第一項第一号、第二百二十三条第一項並びに第二項第三号から第五号まで及び第七号、第二百二十七条第一項及び第二項、第二百五十</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>一条の二第一項、第一百五十一条の三第一項、第一百五十三条の二第一項、第一百五十三条の三第一項、第一百五十五条、第五十九条第四項第二号ロ並びに第六十条第四項第二号イ(2)に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、これらの規定にかかわらず、法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用後の金額とする。</p> <p>23 前三項に定めるもののほか、法第三十七条の十三の二第四項若しくは第七項又は同条第十項において準用する法第三十七条の十二の二第九項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 所得税法第二条第一項第四十号の規定の適用については、同号中「確定申告書及び」とあるのは、「確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十三の二第十項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)において準用する同法第三十七条の十二の二第九項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)において準用する第二百二十三条第一項(特定株式の譲渡損失に係る確定損失申告書)(第百六十六条において準</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>用する場合を含む。)の規定による申告書を含む。以下この号において同じ。)及び」とする。</p> <p>二 所得税法第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「確定申告書」とあるのは、「確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十三の二第十項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)において準用する同法第三十七条の十二の二第九項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)において準用する第二百二十三条第一項(特定株式の譲渡損失に係る確定損失申告書)(第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下第二百三十三条までにおいて同じ。))とする。</p> <p>三 所得税法第二百二十二条第二項の規定の適用については、同項中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項(租税特別措置法第三十七条の十三の二第十項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)において準用する同法第三十七条の十二の二第九項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)において準用する場合を含む。))とする。</p> <p>四 所得税法第二百二十五条の規定の適</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>用については、同条第一項から第三項までの規定中「を記載した」とあるのは、「の記載（財務省令で定める記載を含む。）をした」とする。</p> <p>五 所得税法第二百二十七条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「事項」とあるのは、「事項その他財務省令で定める事項」とする。</p> <p>六 所得税法第二百二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「純損失の金額若しくは雑損失の金額」とあるのは「純損失の金額、雑損失の金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十三の二第八項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（第百五十五条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）」と、「の規定による申告書」とあるのは「の規定による申告書又は同法第三十七条の十三の二第十項において準用する同法第三十七条の十二の二第九項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する第二百二十三条第一項（特定株式の譲渡損失に係る確定損失申告書）の規定による申告書」と、「同条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「それぞれ第二百二十三</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>条第二項各号に掲げる事項その他財務省令で定める事項又は同法第三十七条の十三の二第十項において準用する同法第三十七条の十二の二第九項において準用する第二百二十三条第一項に規定する政令で定める事項」とする。</p> <p>七 所得税法第百五十二条の規定の適用については、同条中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第二百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第二百二十三条第二項第一号」と、「若しくは第八号」とあるのは「又は第八号」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。</p> <p>八 所得税法第百五十三条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第二百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「、第二百二十三条第二項第一号又は」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。</p> <p>九 所得税法第百五十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「若しくは第八号又は第二百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「又は第八号、第二百二十三条第二項第一号又は」</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。</p> <p>十 所得税法第一百五十五条の規定の適用については、同条中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額若しくは特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「の規定の適用」とあるのは「若しくは租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用」とする。</p> <p>十一 所得税法第一百五十七条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第二百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第二百二十三条第二項第一号」と、「若しくは第七号」とあるのは「又は第七号」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」と、同条第四項中「若しくは第三号から第八号まで又は」とあるのは「又は第三号から第八号まで、」と、「若しくは第七号」とあるのは「又は第七号その他財務省令で定める規定」とする。</p> <p>24 法第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項の規定の適用があり、かつ、法第三十七条の十三の二第四項若しくは第七項の規定の適用がある場合</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達			
	<p>又は同条第十項において準用する法第三十七条の十二の二第九項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、第二十五条の八第十六項（第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の九第十五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="636 647 1095 1399"> <tr> <td data-bbox="636 647 770 1399"> 第十一条第 二項 </td> <td data-bbox="777 647 831 1399"> 総所 得金 額 </td> <td data-bbox="837 647 1095 1399"> 総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第二百二十一条の六までにおいて「一般株式等に係る </td> </tr> </table>	第十一条第 二項	総所 得金 額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第二百二十一条の六までにおいて「一般株式等に係る		
第十一条第 二項	総所 得金 額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第二百二十一条の六までにおいて「一般株式等に係る				

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		譲渡所得等の金額」という。) 、同法第三十七条の十一第一項 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第二百二十一条の六までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)		
	第十一条の二第二項及び第十七条第四項第五号	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額		
	第九十七条第二項	確定申告書 (租税特別措置法第三十七条の十三の二第十項 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡		

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		損失の繰越控除等)において準用する同法第三十七条の十二の二第九項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)において準用する法第二百二十三条第一項(特定株式の譲渡損失に係る確定損失申告書)(法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を含む。以下第三百三十条までにおいて同じ。)		
	第七十九条第一号イ及び第二号イ、第八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額		

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	百十九条第 二項第二 号、第二 十一条の 三第二項並 びに第二 十一条の 六第一項			
	第二百二十 二条第二項	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額	
	第二百五十 八条第一項 第二号	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に	

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		<p>規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第三項までにおいて「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第三項までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）</p>		

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	第二百五十八 条第一項 第三号	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額		
	課税総所得金額	課税総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）		
	第二百五十八 条第一項 第四号	課税総所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額		
	第三	第三章第一節（税		

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		章第一節 (税率) 率)並びに租税特別措置法第三十七条の十第一項及び第三十条の十一第一項		
	第二百五十八条第三項第一号及び第二号	総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額	
	第二百五十八条第四項第一号イ	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額	
	第二百六十一条第一号	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十三の二第七項	

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		<p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等) の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)、同法第三十七条の十一第一項 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)</p>		
	課税総所得金額	<p>課税総所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額</p>		

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		第三 章第 一節 (税 率) 第七 条の 十一 第一 項		
	第二百六十 一条第二号	総所 得金 額		
	第二百六十 二条第一項 及び第三項	にお いて 準用 する 場合		
	第二百六十 二条第四項	にお いて 準用 する		
		され る源 泉徴 収票		
		される源泉徴収票、租 税特別措置法第三十 七条の十一の三第七 項及び第九項ただし書 (特定口座内保管上		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		場株式等の譲渡等に 係る所得計算等の特 例)の規定により交付 される報告書、同法第 四十一条の十二の二 第八項、第九項及び 第十項ただし書(割 引債の差益金額に係 る源泉徴収等の特 例)の規定により交付 される通知書並びに租 税特別措置法施行令 第二十五条の十三の 八第二十三項(未成 年者口座内の少額上 場株式等に係る譲渡 所得等の非課税)の 規定により交付される 報告書		
	第二百六十 六条第一項 及び第二項	課税 総所 得金 額 の規 定に 準じ	課税総所得金額、一 般株式等に係る課税 譲渡所得等の金額、 上場株式等に係る課 税譲渡所得等の金額 並びに租税特別措置 法第三十七条の第十 一項(一般株式等に	

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		<p>て 係る譲渡所得等の課税の特例) 及び第三十七条の十一第一項 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) の規定に準じて</p> <p>第二百六十課税 課税総所得金額、一 六条第三項 総所 般株式等に係る課税 得金 譲渡所得等の金額、 額 上場株式等に係る課 税譲渡所得等の金額</p>		
	<p>2 5 法第三十七条の十三の二第十項において準用する法第三十七条の十二の二第九項の規定の適用がある場合における国税通則法第七十四条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「する場合の確定申告)」とあるのは、「する場合の確定申告) 若しくは租税特別措置法第三十七条の十三の二第十項 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等) において準用する同法第三十七条の十二の二第九項 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除) において準用する所得税法第二百二十三条第一項 (特定株式の譲渡損失に係る確定損失申告書) 」とする。</p> <p>2 6 法第三十七条の十三の二第四項</p>			

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>又は第七項の規定の適用がある場合における第二十五条の八第十七項（第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、第二十五条の八第十七項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第二十五条の九第十三項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替える」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と読み替える」とする。</p>		
<p>第四十一条の十九（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例） 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる株式会社（以下この項において「特定新規中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際し</p>	<p>第二十六条の二十八の三（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例） 法第四十一条の十九第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規株式（以下この条において「特定新規株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。以下この条において</p>	<p>第十九条の十一（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例） 施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号に規定する財務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定新規株式（法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規株式をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める日と</p>	<p>第 41 条の 19（（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例））関係 （払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合） 41 の 19 - 1 措置法第 41 条の 19 第 1 項の規定は、同項に規定する特定新規株式(以下この項及び 41 の 19 2 において</p>

租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法関係通達
<p>てするものに限る。以下この項及び次項において同じ。)により取得(第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をした場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるに於ける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。)がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式(その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。)の取得に要した金額として政令で定める金額(当該金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円)については、所得税法第七十八条(同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)に</p>	<p>同じ。)により取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社(同項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるに於ける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者</p> <p>二 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であつた者」という。)</p> <p>三 特定事業主であつた者の親族</p> <p>四 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>五 特定事業主であつた者の使用人</p> <p>六 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの</p> <p>七 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p> <p>八 前各号に掲げる者以外の者で、特定</p>	<p>する。</p> <p>一 特定新規中小会社(法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。)の設立の際に発行された特定新規株式 当該特定新規中小会社の成立の日</p> <p>二 特定新規中小会社の設立の日後に発行された特定新規株式 当該特定新規株式の払込み(法第四十一条の十九第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。)の期日(払込みの期間の定めがある場合には、当該払込みをした日)</p> <p>2 施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法をいう。</p> <p>3 施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社(同族会社に該当するものに限る。)の株主のうち、その者を法人税法施行令第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第五号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。</p>	<p>「特定新規株式」という。)を払込みにより取得した者に限り適用があるのであるから、特定新規株式を払込みにより取得した者から当該特定新規株式を贈与、相続又は遺贈により取得した者については、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(控除対象特定新規株式数の計算)</p> <p>41の19-2 措置法令第26条の28の3第2項に規定する控除対象特定新規株式数の計算における同項第2号に規定する譲渡又は贈与には、特定新規株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式(以下41の19-3において「同一銘柄株式」という。)の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(相続等により取得した場合の取得価額)</p> <p>41の19-3 措置法第41条の19第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により、被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))に規定する申告書が提出された場合には、</p>

<p>租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得(同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除(租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による控除を含む。)は」とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 第三十七条の十三第一項第四号に掲げる指定会社 当該指定会社により発行される株式</p> <p>四 五 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた控除対象特定新規株式及び当該控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、第三十七条の十三第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、</p>	<p>新規中小会社との間で当該特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約として財務省令で定める契約を締結していないもの</p> <p>2 法第四十一条の十九第一項に規定するその年十二月三十一日において有するものとして政令で定める特定新規株式は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定新規株式のうちその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。)における当該特定新規株式に係る控除対象特定新規株式数(当該特定新規株式の銘柄ごとに、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した残数をいう。)に対応する特定新規株式とする。</p> <p>一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定新規株式の数</p> <p>二 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に譲渡又は贈与をした同一銘柄株式(前号の特定新規株式及び当該特定新規株式と同一銘柄の他の株式をいう。以下この条において同じ。)の</p>	<p>4 施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、特定新規株式を発行した次の各号に掲げる特定新規中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約とする。</p> <p>一 法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則第五条第二項第三号二に規定する投資に関する契約に該当するもの</p> <p>二 法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第三十四条第一項第三号に規定する株式投資契約に該当するもの</p> <p>三 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で第十八条の十五第四項第二号に規定する特定株式投資契約に該当するもの</p>	<p>当該被相続人の死亡のときにおいて措置法令第26条の28の3第6項の規定に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
政令で定める。	<p>数</p> <p>3 法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として政令で定める金額は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした特定新規株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得をした特定新規株式の取得に要した金額の合計額を当該取得をした特定新規株式の数で除して計算した金額に前項に規定する控除対象特定新規株式数を乗じて計算した金額とする。</p> <p>4 特定新規株式の払込みによる取得の後当該取得の日の属する年十二月三十一日までの期間（以下この項及び次項において「取得後期間」という。）内に、当該特定新規株式に係る同一銘柄株式につき分割又は併合があつた場合における第二項各号に掲げる数及び前項に規定する取得をした特定新規株式の数の計算については、当該分割又は併合の前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当該分割又は併合の比率（取得後期間内において二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは</p>	<p>四 法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で国家戦略特別区域法施行規則第十三条第三号に規定する特定株式投資契約に該当するもの</p> <p>五 法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第二十三条第八号に規定する株式投資契約に該当するもの</p> <p>5 法第四十一条の十九第一項第一号に規定する財務省令で定める株式会社は、中小企業等経営強化法施行規則第四条の二第一項各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>6 施行令第二十六条の二十八の三第八項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する特定新規中小会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定新規中小会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知つた旨、当該譲渡又は贈与をした株式の数及</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>贈与がされた後の全ての段階の分割又は併合の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数とする。</p> <p>5 特定新規株式の払込みによる取得後期間内に、当該特定新規株式に係る同一銘柄株式につき会社法第百八十五条に規定する株式無償割当て(当該株式無償割当てにより当該特定新規株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。以下この項において同じ。)があつた場合における第二項各号に掲げる数及び第三項に規定する取得をした特定新規株式の数の計算については、当該株式無償割当ての前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数の当該株式無償割当てにより割り当てられた株式の数(取得後期間内において二以上の段階にわたる株式無償割当てがあつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての段階の株式無償割当てにより割り当てられた株式の数の合計数)を加算した数とする。</p> <p>6 法第四十一条の十九第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした控除対象特定新規株式(同項に規定する控除対象特定新</p>	<p>びその年月日その他の事項とする。</p> <p>7 施行令第二十六条の二十八の三第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百六十二条第一項第七号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(第三号に掲げる書類にあつては、法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式を取得した日の属する年中の同号イからこまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)とする。</p> <p>一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>イ 法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定新規株式に係る基準日(第一項各号に掲げる特定新規株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。次号において同じ。)において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類((3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)</p> <p>(1) 当該特定新規中小会社が中小企業等経営強化法施行規則第三条各号及び第四条の二第一項各号に掲げる要件</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>規株式をいう。以下この項において同じ。)の取得に要した金額として第三項に規定する金額(第二号において「適用対象額」という。)につき同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた年(以下この項において「適用年」という。)の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第三項から第六項までの規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となるその法第四十一条の十九第一項の規定の適用を受けた控除対象特定新規株式(以下この項において「適用控除対象特定新規株式」という。)に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第一百五條第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第一百八條第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。</p> <p>一 当該適用控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用</p>	<p>に該当するものであること。</p> <p>(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得(法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第一号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。</p> <p>(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。ロ(4)、ハ(3)、ニ(4)及びホ(4)において同じ。)、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>ロ 法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第五十五条第一項に規定する認定地方公共団体の長の当該特定新規株式に係</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>年の十二月三十一日における所得税法施行令第百五条第一項の規定により算出した取得価額</p> <p>二 当該適用控除対象特定新規株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額</p> <p>イ 当該適用年において当該適用控除対象特定新規株式以外の適用控除対象特定新規株式（ロにおいて「他の適用控除対象特定新規株式」という。）がない場合 当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額（当該適用対象額が千万円を超える場合には千万円とし、当該適用対象額に当該適用年において支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は法第四十一条の十八第一項若しくは第四十一条の十八の二第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額の合計額をいう。以下この号において同じ。）を加算した金額が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該適用年の年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の</p>	<p>る第一項第二号に定める日において（１）から（３）までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（（４）に掲げる事項の記載があるものに限る。）</p> <p>（１） 当該特定新規中小会社が総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定会社に該当するものであること。</p> <p>（２） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、当該指定会社が総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されたものであること。</p> <p>（３） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第二号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。</p> <p>（４） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>八 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>百分の四十に相当する金額（以下この号において「基準額」という。）を超える場合には、当該基準額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額とする。）から二千元を控除した残額</p> <p>ロ 当該適用年において他の適用控除対象特定新規株式がある場合 当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額と当該他の適用控除対象特定新規株式の適用対象額との合計額（当該合計額が千円を超える場合には千円とし、当該合計額に当該適用年において支出した特定寄附金等の金額を加算した金額が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該適用年の年分の基準額を超える場合には当該基準額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額とする。）に当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額と当該他の適用控除対象特定新規株式の適用対象額との合計額のうちを占める当該適用控除対象特定新規株式の適用対象額の割合を乗じて計算した金額（ロにおいて「特例対象額」という。）から二千元（当該他の適用控除対象特定新規株式に係る特例対象額からこの号の規定により控除した金額がある場合には、二千元から当該金額を控除した残額）を控</p>	<p>会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた沖縄県知事の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において（１）及び（２）に掲げる事実を確認した旨を証する書類（（３）に掲げる事項の記載があるものに限る。）</p> <p>（１） 当該特定新規中小会社が経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第八条各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>（２） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第三号に定める契約に基づき、当該特定新規中小会社の設立の日以後十年以内に払込みによりされたものであること。</p> <p>（３） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>二 法第四十一条の十九第一項第四号に</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>除した残額</p> <p>7 前項第二号イに規定する基準額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第六項第五号（法第三十七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。</p> <p>8 法第四十一条の十九第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、払込みにより取得をした特定新規中小会社の特定新規株式（同項第一号に定める特定新規株式にあつては平成二十年四月一日（同項第三号に定める特定新規株式にあつては平成二十六年四月一日とし、同項第四号に定める特定新規株式にあつては国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日とし、同項第五号に定める特定新規株式</p>	<p>掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において（１）から（３）までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（（４）に掲げる事項の記載があるものに限る。）</p> <p>（１） 当該特定新規中小会社が国家戦略特別区域法第二十七条の五に規定する株式会社に該当するものであること。</p> <p>（２） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に発行されたものであること。</p> <p>（３） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第四号に定</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>にあつては平成二十八年四月一日とする。)以後に払込みにより取得をしたものに限る。)に係る同一銘柄株式をその払込みによる取得があつた日の属する年の翌年以後の各年において譲渡又は贈与をした場合において、当該特定新規中小会社(当該特定新規中小会社であつた株式会社を含む。)が第一項第八号に規定する財務省令で定める契約に基づく当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者からの申出その他の事由により当該譲渡又は贈与があつたことを知つたときは、当該特定新規中小会社は、その知つた日の属する年の翌年一月三十一日までに、その知つた旨その他の財務省令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。</p> <p>9 法第四十一条の十九第一項の規定により所得税法第七十八条の規定の適用がある場合における同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類についての所得税法施行令第二百六十二条の規定の適用については、同条第一項中「添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければ」とあるのは「添付しなければ」と、同項第七号中「法第七十八条第二項(寄附金控除)</p>	<p>める契約に基づき払込みによりされたものであること。</p> <p>(4) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>ホ 法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類((4)に掲げる事項の記載があるものに限る。)</p> <p>(1) 当該特定新規中小会社が、地域再生法第十六条の確認を受けた日において地域再生法施行規則第二十三条各号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、第四項第五号に定める契約の締結の時に同令第二十六条第一項各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、当</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>に規定する特定寄附金の」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額の計算に関する」とする。</p>	<p>該特定新規中小会社が（１）の確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されたものであること。</p> <p>（３） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第五号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。</p> <p>（４） 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額</p> <p>二 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の当該特定新規株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定新規株式に係る基準日（当該特定新規株式が法第四十一条の十九第一項第二号から第五号までに定める株式である場合には、当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日）において施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者に該当しないことの確認をした旨を証する書類</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		<p>三 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社（当該特定新規中小会社であつた株式会社を含む。）から交付を受けた当該特定新規株式を払込みにより取得をした当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する当該特定新規中小会社の株式の当該取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の異動につき次に掲げる事項がその異動ごとに記載された明細書</p> <p>イ 異動事由</p> <p>ロ 異動年月日</p> <p>ハ 異動した株式の数及び当該異動直後において有する株式の数</p> <p>ニ その他参考となるべき事項</p> <p>四 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項各号に掲げる特定新規中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約に係る契約書の写し</p> <p>五 施行令第二十六条の二十八の三第二項に規定する控除対象特定新規株式数の計算に関する明細書（当該控除対象特定新規株式数並びに当該控除対象特定新規株式数に係る同項各号に掲げる数の計算に関する明細、当該計算の基礎</p>	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
		<p>となつた同項第一号に規定する特定新規株式の同号の取得及び同項第二号の譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。)</p> <p>六 施行令第二十六条の二十八の三第六項に規定する適用控除対象特定新規株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細書(同条第三項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定新規株式の銘柄ごとの同項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。)</p>	
<p>第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)</p> <p>青色申告書を提出する法人が、平成十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る当該各号</p>	<p>第二十七条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)</p> <p>法第四十二条の九第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別</p>	<p>第二十号の四(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)</p> <p>施行令第二十七条の九第二項第一号に規定する一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者(以下この号において「会員等」と</p>	<p>第 42 条の 9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(生産等設備の範囲)</p> <p>42 の 9 - 1 措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 2 号イ及びロに規定する生産等設備は、措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 2 号から第 5 号までの第 2 欄に掲げる電気通信業、製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 27 条の 9 第 4 項、第 6 項若しくは</p>

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したとき（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び第六項において「供用年度」という。）の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第三項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額の</p>	<p>措置法第六条第一項に規定する観光地形成促進計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域（以下この号において「観光地形成促進地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第八項の変更により観光地形成促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間）</p> <p>二 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下この号において「情報通信産業振興地域」という。）に該当することとなつた地区に</p>	<p>いう。）が存する施設（当該施設の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に会員等と同一の条件で当該施設を利用させるものである旨が当該施設の利用に関する規程において明らかにされているものを除く。）</p> <p>二 沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設のうち宿泊施設に附属する施設で、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの（次項第三号に規定する温泉保養施設及び国際健康管理・増進施設並びに同項第四号に規定する会議場施設及び研修施設（これらの施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。以下この号において「温泉保養施設等」という。）にあつては、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同一の条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを除く。）</p> <p>2 施行令第二十七条の九第二項第一号に規定する観光関連施設の整備に著し</p>	<p>第 9 項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p> <p>42 の 9 - 2 措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 2 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>（新增設の範囲）</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達								
<p>うちに占める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。</p>	<p>については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日)から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同条第八項の変更により情報通信産業振興地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間)</p> <p>三 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日(同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域(以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。)に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日)から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該</p>	<p>く資する施設として財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める施設(当該施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。)とする。</p> <p>一 沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設(以下この項において「特定民間観光関連施設」という。)のうちスポーツ又はレクリエーション施設 庭球場、水泳場、スケート場、トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)、ゴルフ場、遊園地(メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他の遊戯設備を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。)、野営場(野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、テントサイト、汚水処理施設及び便所を備えたものをいう。)、野外アスレチック場(スポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた相当数の遊戯設備が自然の地形等を利用して配置された施設で、管理施設及び休憩所を備えたものをいう。)、マリーナ(スポーツ又はレクリエーションの用に供する</p>	<p>42 の 9 - 4 措置法第 42 条の 9 第 1 項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等(以下 42 の 9 - 11 までにおいて「工業用機械等」という。)の取得等に該当するものとする。</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした工業用機械等</p> <p>(2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね 30%)以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>42 の 9 - 5 措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号又は第 4 号に規定する工場用(以下 42 の 9 - 6 までにおいて「工場用」という。)の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 687 271 735">地区</th> <th data-bbox="271 687 367 735">事業</th> <th data-bbox="367 687 517 735">資産</th> <th data-bbox="517 687 616 735">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 735 271 1406">一 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地</td> <td data-bbox="271 735 367 1406">同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業</td> <td data-bbox="367 735 517 1406">当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの</td> <td data-bbox="517 735 616 1406">百分の十五及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)</td> </tr> </tbody> </table>	地区	事業	資産	割合	一 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地	同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の十五及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)			
地区	事業	資産	割合								
一 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地	同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の十五及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)								

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
域として定められている地区				期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間)	ヨット、モーターボートその他の船舶に係留する施設並びにこれらの船舶の利便に供する港湾法第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二(陸上船舶保管施設を除く。)及び第九号の三から第十号の二までに掲げる施設をいう。)及びダイビング施設(海洋でダイビングを行う者の利便の向上のために設置される施設で講習室(実習用プールを含む。)を備えたものをいう。)	措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても、同様とする。
二 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域として定められている地区	電気通信業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品(財務省令で定めるものに限る。)、政令で定める建物及びその附属設備並びに構築物	百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)	四 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日(同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域(以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。)に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日)から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同条第八項の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間)	二 特定民間観光関連施設のうち教養文化施設 劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設(自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう。)	(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備 (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備 (注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。
三 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品(専ら開発研究の用に供され	百分の十五(建物及びその附属	五 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号	三 特定民間観光関連施設のうち休養施設 展望施設(高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設で、展望台を備えたものをいう。)、温泉保養施設(温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに	(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。 (工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定) 42 の 9 - 6 一の建物が工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は作業場用等に供されている部分について措置法第 42 条の 9 第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。
						(1) 工場用又は作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。 (2) その他の用に供されている部分が極め

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	業	るものその他 の政令で定め るものに限 る。)並びに 工場用の建 物その他政 令で定める建 物及びその附 属設備	設備につ いては、百 分の八)	の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日(同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなった地区についてはその新たに該当することとなった日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなった事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。)から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなった地区については当該期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなった事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された	限る。以下この号において同じ。)及び休憩室を備えたものをいう。)海洋療法施設(海水、海藻、海泥その他の海洋資源を利用して治療、心身の健康の増進又は研究を行うための施設で、浴場、マッサージ施設及び休憩室を備えたものをいう。)及び国際健康管理・増進施設(病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設(通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム(室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室を備えたものをいう。)	て小部分であるときは、その全部が工場用又は作業場用等に供されているものとすることができる。 (開発研究の意義) 42の9-6の2 措置法令第27条の9第7項第1号イに規定する開発研究(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。 (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究 (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究 (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集 (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究 (専ら開発研究の用に供される器具及び備品) 42の9-6の3 措置法令第27条の9第7項第1号イに規定する「専ら開発研究(.....)の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う
四 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五(建物及びその附属設備については、百分の八)	同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された	四 特定民間観光関連施設のうち集会施設 会議場施設(複数の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。)及び研修施設(複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室	

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
四十一条 第二項第 二号に規 定する国 際物流拠 点産業集 積地域とし て定められ ている地区				場合には当該初日からその取り消された日 までの期間とする。) 2 法第四十二条の九第一項に規定する 事業の用に供する設備で政令で定める規 模のものは、次の各号に掲げる事業の区分 に応じ当該各号に定める規模のものとし る。 一 法第四十二条の九第一項の表の第一 号の第二欄に掲げる事業 一の設備(同 欄に規定する特定民間観光関連施設 (風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律第二条第一項に規定する 風俗営業及び同条第五項に規定する性 風俗関連特殊営業の用に供するもの並び に当該施設の利用について一般の利用客 に比して有利な条件で利用する権利を有 する者が存する施設として財務省令で定め るものを除く。)のうち沖縄振興特別措置 法第六条第二項第三号に規定する観光 関連施設の整備に著しく資する施設として 財務省令で定めるもの(以下この号及び 次項において「対象施設」という。)に含ま れるものに限り、これを構成する機械 及び装置、建物及びその附属設備並びに 構築物(当該対象施設に含まれない部分 があるものについては、当該対象施設に含 まれる部分に限る。)の取得価額(法人	を備えたものをいう。) 五 特定民間観光関連施設のうち販売施 設 沖縄振興特別措置法第八条第一項 に規定する販売施設のうち沖縄振興特別 措置法施行令(平成十四年政令第百二 号)第七条第一号に規定する小売施設 及び飲食施設 3 法第四十二条の九第一項の表の第二 号の第三欄に規定する財務省令で定める ものは、次に掲げるものとする。 一 電子計算機(計数型の電子計算機 (主記憶装置にプログラムを任意に設定で きる機構を有するものに限る。)のうち、処 理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時 における記憶容量(検査用ビットを除く。) が十六メガバイト以上の主記憶装置を有す るものに限るものとし、これと同時に設置する 附属の入出力装置(入力用キーボード、 デジタイザー、タブレット、光学式読取装 置、音声入力装置、表示装置、プリンター 又はプロッターに限る。)、補助記憶装置、 通信制御装置、伝送用装置(無線用の ものを含む。))又は電源装置を含む。) 二 デジタル交換設備(専用電子計算機 (専ら器具及び備品の動作の制御又はデ ータ処理を行う電子計算機で、物理的変 換を行わない限り他の用途に使用できない	施設において供用されるものであっても、他 の目的のために使用されている減価償却資 産で必要に応じ開発研究の用に供されるも のは、これに該当しないことに留意する。 (委託研究先への資産の貸与) 42の9-6の4 法人が、その取得又は製 作をした措置法第 42 条の 9 第 1 項の表 の第 3 号の第 3 欄に規定する器具及び備 品を自己の開発研究の委託先に貸与した 場合において、当該委託先において当該器 具及び備品が専ら当該法人のためにする 開発研究の用に供されるものであるときは、 当該器具及び備品は当該法人の行う開 発研究の用に供したものと取り扱う。 (税額控除の対象となる工場用建物等の 附属設備) 42の9-7 措置法第 42 条の 9 第 1 項 の表の各号に掲げる建物の附属設備並び に措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項 及び第 10 項に規定する建物の附属設備 は、これらの建物とともに取得又は建設をす る場合における建物附属設備に限られるこ とに留意する。 (取得価額の合計額が 20 億円等を超え
五 沖縄 振興特別 措置法第 五十五条 第一項の 規定により 経済金融 活性化特 別地区とし て指定され た地区	同法第 五十五 条の四 に規定 する認 定経済 金融活 性化計 画に記 載された	機械及び装 置、器具及 び備品(財 務省令で定 めるものに限 る。)並びに 建物及びその 附属設備	百分の 十五 (建物 及びそ の附属 設備に ついて は、百分 の 八)			

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)		租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
金融活性化産業に属する事業		<p>税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。)の合計額が千万円を超えるもの(次項において「特定の設備」という。)</p> <p>二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業次に掲げるいずれかの規模のもの</p> <p>イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの</p> <p>ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの</p> <p>三 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定めるものは、特定の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とする。</p> <p>四 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第二欄に規定する政令で定める事業</p>	<p>ものをいう。次号において同じ。)により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置(当該交換するための機能を制御するものに限る。)、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む。)</p> <p>三 デジタルボタン電話設備(専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従つてデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む。)</p> <p>四 ICカード利用設備(ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダーライター、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。)</p> <p>四 施行令第二十七条の九第五項第二号及び第四号に規定する財務省令で定める構築物は、アンテナ及びその支持物並び</p>	<p>るかどうかの判定)</p> <p>42の9-8 措置法第42条の9の規定の適用上、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。</p> <p>措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>42の9-9 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が20億円を超えるものを2以上の事業年度(それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度)において事業の用に供</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「四年以内連結事業年度」という。)とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出(四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。)における税額控除限度額(当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第一項の規定(連結税額控除限度額については、同条第一項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額(既に同条第二項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。</p>	<p>は、情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業(次項第一号において「情報記録物製造業」という。)、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業(放送業を営む法人が行うものを除く。次項第三号において「映画・ビデオ制作業」という。)、放送業(有線放送業を含む。次項第四号において同じ。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び沖縄振興特別措置法第三条第六号に規定するインターネット付随サービス業(次項第五号において「インターネット付随サービス業」という。)並びに同条第八号に規定する情報通信技術利用事業(次項第六号において「情報通信技術利用事業」という。)とする。</p> <p>5 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める建物及び政令で定める構築物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物及び構築物とする。</p> <p>一 情報記録物製造業 工場用の建物(当該工場用の建物と併せて取得し、又は建設する研究所用の建物を含む。)</p> <p>二 電気通信業 電気通信設備に供される建物及び研究所用の建物並びにアンテナ</p>	<p>にケーブルとする。</p> <p>5 施行令第二十七条の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下この章において「耐用年数省令」という。)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。</p> <p>6 施行令第二十七条の九第七項第一号ロ及び法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第三項各号に掲げるものとする。</p>	<p>した場合には、その取得価額の合計額が初めて 20 億円を超えることとなる事業年度(以下 42 の 9 - 9 において「超過事業年度」という。)における措置法第 42 条の 9 第 1 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。</p> <p>(算式)</p> <p>(20 億円 - 超過事業年度前の各事業年度(注 1)において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額(注 2)) × (超過事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額 ÷ 超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等の合計額)</p> <p>(注)</p> <p>1 その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書 2 において同じ。</p> <p>2 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>(指定事業の範囲)</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>4 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十三第一項又は第二項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十三第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。</p> <p>5 第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請</p>	<p>その他の財務省令で定める構築物</p> <p>三 映画・ビデオ制作業 前項に規定する制作の用に供される建物</p> <p>四 放送業 放送番組の制作の用に供される建物及び放送設備に供される建物並びにアンテナその他の財務省令で定める構築物</p> <p>五 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物</p> <p>六 情報通信技術利用事業 事務所用又は作業場用の建物</p> <p>6 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）、自然科学研究所に属する事業、同条第八号に掲げる電気業（次項第一号において「電気業」という。）、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第一号及び第八項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。）とする。</p>		<p>42 の 9 - 10 法人が措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の各号の第 1 欄に掲げる地区内（以下 42 の 9 - 11 までにおいて「沖縄の特定地域内」という。）において行う事業が同項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業（以下 42 の 9 - 11 までにおいて「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該沖縄の特定地域内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該沖縄の特定地域内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等は指定事業の用に供されているものとする。</p> <p>(注)</p> <p>1 例えば建設業を営む法人が当該沖縄の特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。</p> <p>（指定事業の用に供したものとされる資産</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる工業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を限度とする。</p> <p>6 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第三項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度(当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度)の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書(当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書)に第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第二項の規定の適用を受けようと</p>	<p>7 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。</p> <p>一 製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業 次に掲げる器具及び備品</p> <p>イ 専ら開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの</p> <p>ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品</p> <p>二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業 前号ロに掲げる器具及び備品</p> <p>8 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。</p> <p>一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>二 倉庫業及びこん包業 作業場用又は</p>		<p>の貸与)</p> <p>42の9-11 法人が、自己の下請業者で沖縄の特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が下請業者の当該沖縄の特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第42条の9第1項の表の第2欄に掲げる製造の事業に該当しない。</p> <p>(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の9-12 法人が措置法第42条の9第1項(同法第68条の13第1項を含む。)に規定する工業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合に</p>

租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法関係通達
<p>する事業年度の確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。</p> <p>7 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用</p>	<p>倉庫用の建物</p> <p>三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物</p> <p>四 デザイン業、機械設計業、商品検査業及び計量証明業 事務所用又は作業場の建物</p> <p>五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物</p> <p>六 研究開発支援検査分析業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物</p> <p>9 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に規定する政令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行法第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業(次項第一号において「無店舗小売業」という。)、同条第六号に掲げる機械等修理業(次項第二号において「機械等修理業」という。)、同条第七号に掲げる不動産賃貸業(次項第三号において「不動産賃貸業」という。))及び同条第九号に掲げる航空機整備業(次項第四号において「航空機整備業」という。))とする。</p> <p>10 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第八項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める</p>		<p>は、当該連結事業年度。以下42の9-12において「供用年度」という。)後の事業年度において当該工業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった工業用機械等に係る措置法第42条の9第1項(同法第68条の13第1項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第百四十四条中「)」と、)とあるのは「)」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、)と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「。)の規定」とあるのは「。)及び租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項</p>	<p>建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。</p> <p>一 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>二 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>三 不動産賃貸業 倉庫用の建物</p> <p>四 航空機整備業 事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物</p> <p>11 第二十七条の五第四項の規定は、法第四十二条の九第四項の規定の適用がある場合について準用する。</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>第二号中「。）の規定」とあるのは「。）及び租税特別措置法第四十二条の九の規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」とする。</p> <p>8 第四項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の九第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の九第四項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>9 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>			

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>第四十五条（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機</p>	<p>第二十八条の九（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>法第四十五条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日まで</p>	<p>第二十条の十六（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>1（略）</p> <p>2 施行令第二十八条の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。</p> <p>3 施行令第二十八条の九第七項第一号ロ及び法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条の四第三項各号に掲げるものとする。</p> <p>4～8（略）</p>	<p>第 45 条（特定地域における工業用機械等の特別償却） 関係</p> <p>（生産等設備等の範囲）</p> <p>45-1 措置法令第 28 条の 9 第 2 項に規定する生産等設備は、措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号から第 4 号までの第 2 欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 28 条の 9 第 4 項、第 6 項、第 9 項若しくは第 11 項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>同条第 16 項、第 18 項、第 20 項又は第 22 項に規定する設備についても、同様とする。</p> <p>（適用対象地域が重複する場合の選択適用）</p> <p>45-2 法人が措置法第 45 条第 1 項に規定する工業用機械等（以下「工業用機械等」という。）の取得（製作又は建設を含む。以下同じ。）をし事業の用に供した地区又は地域が同項の表の 2 以上の号の第</p>

租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法関係通達												
<p>械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が同表の第一号又は第五号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ超える場合には、それぞれ十億円又は二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。</p>	<p>三 法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第八項の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間）</p> <p>四 法第四十五条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日</p>		<p>1 欄に掲げる地区又は地域に該当する場合には、当該法人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものととして同項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>法人が同条第2項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下同じ。）をし事業の用に供した地区が同項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様とする。</p> <p>（注）同表の第4号の上欄に掲げる地区には、同表の第1号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。</p> <p>（一の生産等設備等の取得価額基準の判定） 45-2の2 措置法令第28条の9第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかについては、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（措置法第45条以外の特別償却等の規定又はこれらの規定に係る措置法第52</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 821 293 917">地区又は地域</th> <th data-bbox="293 821 387 917">事業</th> <th data-bbox="387 821 521 917">資産</th> <th data-bbox="521 821 618 917">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 917 293 965">一（略）</td> <td data-bbox="293 917 387 965"></td> <td data-bbox="387 917 521 965"></td> <td data-bbox="521 917 618 965"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 965 293 1410">二 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三</td> <td data-bbox="293 965 387 1410">製造の事業その他政令で定める事業</td> <td data-bbox="387 965 521 1410">機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他の政令で定めるものに限り。）並びに工場</td> <td data-bbox="521 965 618 1410">百分の三十四（建物及びその附属設備については、百</td> </tr> </tbody> </table>	地区又は地域	事業	資産	割合	一（略）				二 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他の政令で定めるものに限り。）並びに工場	百分の三十四（建物及びその附属設備については、百			
地区又は地域	事業	資産	割合												
一（略）															
二 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他の政令で定めるものに限り。）並びに工場	百分の三十四（建物及びその附属設備については、百												

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
十五	第二 項第二 号に規 定する 産業高 度化・ 事業革 新促進 地域と して定 められ ている 地区		用の建 物その 他政令 で定め る建物 及びそ の附属 設備	分の二 十)	(同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなった地区についてはその新たに該当することとなった日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなった事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。)	条の 3 の規定をいう。以下同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。 同項第 2 号イ若しくは第 3 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は措置法令第 28 条の 9 第 16 項各号、第 18 項各号、第 20 項各号若しくは第 22 項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。
三	沖縄振 興特別 措置法 第四十 二条第 一項に 規定す る提出 国際物 流拠点 産業集 積計画 におい て同法 第四十 一条第 二項第 二号に 規定す る国際 物流拠 点産業 集積地 域とし て定め られて いる地 区	製造の 事業そ の他政 令で定 める事 業	機械及 び装置 並びに 工場用 の建物 その他 政令で 定める 建物及 びその 附属設 備	百分の 五十(建 物及び その附 属設備 につい ては、百 分の二 十五)	同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなった地区については当該期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなった事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。)	(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) 45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号の一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が
四	沖縄振 興特別 措置	同法第 五十五	機械及 び装置 、器具 及	百分の 五十	五 法第四十五条第一項の表の第五号の第一欄に掲げる離島の地域において同号	

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)				租税特別措置法関係通達				
法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	び備品(財務省令で定めるものに並びに建物及びその附属設備	(建物及びその附属設備については、百分の二十五)	の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の増設をする場合 沖縄振興特別措置法施行令第一条に規定する島として定められた日又は同条の規定による指定の日から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同号の第一欄に規定する離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間)	2 法第四十五条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。	一 (略)	二 法第四十五条第一項の表の第二号から第四号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの	イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千円を超えるもの	ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの	三 法第四十五条第一項の表の第五号の	2,000 万円を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。	同項第 2 号イ若しくは第 3 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は同条第 16 項各号、第 18 項各号、第 20 項各号若しくは第 22 項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。	(注) 法の規定による圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産が工業用機械等又は産業振興機械等に該当する場合には、措置法第 45 条第 1 項又は第 2 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる取得価額は、圧縮記帳後の取得価額によることに留意する。	(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)		
五 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域	旅館業のうち政令で定める事業	政令で定める建物及びその附属設備	百分の八													

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 第四十三条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>第四十三条</p> <p>2 前項の規定は、確定申告書等に特定設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第二欄に掲げる事業 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業(次項第一号において「エンジニアリング業」という。)、自然科学研究所に属する事業、同条第八号に掲げる電気業(次項第一号において「電気業」という。)、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業(次項第一号及び第八項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。)とする。</p> <p>7 法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。</p> <p>一 製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業 次に掲げる器</p>		<p>45-4 工業用機械等又は産業振興機械等には、措置法第 65 条の 7 の規定による圧縮記帳の適用を受けたこと等により措置法第 45 条の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>45-5 措置法第 45 条第 1 項の規定による特別償却の対象となる工業用機械等は、工業生産設備等の新設又は増設に伴って取得をした工業用機械等をいうのであるから、当該新設又は増設に伴って取得をしたものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該法人の他の工場、作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。</p> <p>同条第 2 項に規定する中小規模法人(以下「中小規模法人」という。)以外の法人が取得等をした同項の規定による割増償却の対象となる産業振興機械等についても、同様とする。</p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>45-5 の 2 措置法第 45 条第 1 項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得についても同項に規定する新設又は増</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>具及び備品</p> <p>イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの</p> <p>ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品</p> <p>二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業 前号ロに掲げる器具及び備品</p> <p>8 法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。</p> <p>一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>二 倉庫業及びこん包業 作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物</p> <p>四 デザイン業、機械設計業、商品検査業及び計量証明業 事務所用又は作業場の建物</p> <p>五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物</p>		<p>設に係る工業用機械の取得に該当するものとする。</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得をした工業用機械等</p> <p>(2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得をした場合で、その取得により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね 30%）以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</p> <p>(3) 同項の表の各号の第 1 欄に掲げる地区又は地域において他の者が同項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業用機械等</p> <p>(注) 本文の取扱いは、中小規模法人以外の法人が取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、同条第 2 項に規定する新設又は増設に係る当該設備を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>六 研究開発支援検査分析業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物</p> <p>9 法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）、同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）とする。</p> <p>10 法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第八項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。</p> <p>一 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>二 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物</p> <p>三 不動産賃貸業 倉庫用の建物</p> <p>四 航空機整備業 事務所用、作業場</p>		<p>45-6 措置法第 45 条第 1 項に規定する工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。</p> <p>措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても、同様とする。</p> <p>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。</p> <p>(工場用、作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45-7 一の建物が工場用、作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用、作業場用等に供されている部分について措置法第 45 条第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。</p> <p>(1) 工場用、作業場用等とその他の用</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>用、格納庫用又は倉庫用の建物</p> <p>1 1 法第四十五条第一項の表の第五号の第二欄に規定する政令で定める事業は、旅館業とし、同号の第三欄に規定する政令で定める建物は、旅館業用建物とする。</p> <p>1 2～2 5 (略)</p>		<p>に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用、作業場用等に供されているものとすることができる。</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>45-7 の 2 措置法令第 28 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する開発研究(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</p> <p>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</p> <p>(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</p> <p>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>45-7 の 3 措置法令第 28 条の 9 第 7</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>項第 1 号イに規定する「専ら開発研究（……）の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>（委託研究先への資産の貸与） 45-7 の 4 法人が、その取得をした措置法第 45 条第 1 項の表の第 2 号の第 3 欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該法人の行う開発研究の用に供したも のとして取り扱う。</p> <p>（特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備） 45-8 措置法第 45 条第 1 項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、当該建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>同条第 2 項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>45-9 措置法第 45 条の適用上、同条第 1 項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が 10 億円又は 20 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号イ若しくは第 3 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は同条第 16 項各号、第 18 項各号、第 20 項各号若しくは第 22 号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>45-10 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が 10 億円又は 20 億円を超えるものを 2 以上の事業年度 (それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度) において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 10 億円又は 20 億円を超えることとなる事業年度 (以下 45-10 において「超過事業年度」という。) における措置法第 45 条第 1 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。</p> <p>(算式)</p> <p>(10 億円又は 20 億円 - 超過事業年度前の各事業年度 (注 1) において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額 (注 2)) × (超過事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額 ÷ 超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額)</p> <p>(注)</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>1 その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書 2 において同じ。</p> <p>2 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>45-11 法人が措置法第 45 条第 1 項の表の各号の第 1 欄に掲げる地区若しくは地域内又は同条第 2 項の表の各号の上欄に掲げる地区内(以下「特定地域内」という。)において行う事業が同条第 1 項の表の各号の第 2 欄又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる事業(以下「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該特定地域内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得又は産業振興機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等又は産業振興機械等は指定事業の用に供されているものとする。</p> <p>(注)</p> <p>1 例えば建設業を営む法人が当該特定</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業又は製造業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。</p> <p>（指定事業の用に供したものとされる資産の貸与）</p> <p>45-12 法人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>（注） 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号から第 3 号までの第 2 欄に掲げる製造の事業又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p>45-13 (略)</p>
<p>第六十条（第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例）</p> <p>青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する提出の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る所得の金額とし</p>	<p>第三十六条（第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例）</p> <p>法第六十条第一項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。</p> <p>2 法第六十条第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する地区以外の</p>	<p>第二十一条の十七の二（沖縄の認定法人の課税の特例）</p> <p>施行令第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。</p> <p>一 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該地区内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間の月数</p> <p>二 法第六十条第一項の表の各号の上欄</p>	<p>第 60 条（沖縄の認定法人の所得の特例控除）関係</p> <p>（実質的に同一であると認められる者の意義）</p> <p>60 - 1 措置法規則第 21 条の 18 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号に規定する「内国法人と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合の当該支店や個人事業者がいわゆる法人成りをした場合の当該個人事業者をいう。</p> <p>（軽減対象所得金額に係る益金の額）</p> <p>60 - 1 の 2 措置法令第 36 条第 3 項に規定する軽減対象所得金額（以下「軽減対象所得金額」という。）を計算する場合の益金の額は、同項に規定する特定事業（同条第 2 項に規定する事業を含む。以下「特定事業」という。）に係る収入金額の</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)			租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達									
<p>て政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人</th> <th>地区</th> <th>事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人</td> <td>同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区と定められている地区</td> <td>同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業</td> </tr> <tr> <td>二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人</td> <td>同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている</td> <td>同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業</td> </tr> </tbody> </table>			法人	地区	事業	一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区と定められている地区	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業	二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている	同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業	<p>地域において行われる当該各号に定める事業とする。</p> <p>一 法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イからトまでに掲げる業務に係る事業</p> <p>二 法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 当該地区において行われる事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第五号イからハまでに掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからハまでに定める業務に係る事業</p> <p>三 法第六十条第一項に規定する政令で定める金額は、同項の表の各号の中欄に掲げる地区内で行う当該各号の下欄に掲げる事業（次項において「特定事業」という。）により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額（第七項において「軽減対象所得金額」という。）に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該事業年度の所得の金額（以下この項及び第七項において「全所得金額」という。）を超える場合には、当該全所得金額</p>	<p>に掲げる法人に該当する同項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数</p> <p>2 施行令第三十六条第五項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。</p> <p>一 法第六十条第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十六条第五項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該特定経済金融活性化事業を開始した</p>	<p>合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、貸倒引当金等の引当金又は準備金の益金算入額のうちその引当金又は準備金を繰り入れた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において軽減対象所得金額（措置法令第 39 条の 90 第 3 項に規定する連結所得の金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</p> <p>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</p> <p>(3) 受取配当金、受取利子、固定資産の賃貸料等営業外収益の額</p> <p>（軽減対象所得金額に係る損金の額）</p> <p>60 - 2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、特定事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額のうち特定事業に係る金額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) 特定事業に属する棚御資産の評価</p>
法人	地区	事業												
一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区と定められている地区	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業												
二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている	同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業												

租税特別措置法 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行令 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成29年3月31日)	租税特別措置法関係通達			
<table border="1" data-bbox="152 209 607 252"> <tr> <td data-bbox="152 209 327 252"></td> <td data-bbox="327 209 521 252">地区</td> <td data-bbox="521 209 607 252"></td> </tr> </table> <p>2 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に</p>		地区		<p>に相当する金額を限度とする。</p> <p>4 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。</p> <p>5 法第六十条第二項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項及び第八項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行っていた法人である場合</p>	<p>日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数</p> <p>二 法第六十条第二項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数</p> <p>3 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 施行令第三十六条第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 役員（施行令第三十六条第八項に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族</p> <p>二 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの</p> <p>四 前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p> <p>5 施行令第三十六条第八項に規定する</p>	<p>換えによる損失の額</p> <p>(2) 特定事業に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</p> <p>(3) 特定事業に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものによりほてんされる部分の金額を除く。）</p> <p>（災害損失の区分の特例）</p> <p>60 - 3 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、特定事業に係る収入金額と特定事業に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>（支払利子の区分の特例）</p> <p>60 - 4 支払利子の額で特定事業に係るものの金額は、措置法令第36条第4項の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含め</p>
	地区					

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。</p> <p>一 第四十二条の九第一項又は第二項の規定</p> <p>二 第四十五条の規定</p> <p>三 第四十五条の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定</p> <p>四 第四十五条の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定</p> <p>4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。</p> <p>5 税務署長は、前項の記載又は添付が</p>	<p>その他の財務省令で定める場合とし、法第六十条第二項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。</p> <p>6 法第六十条第二項に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人の当該事業年度の所得の金額とする。</p> <p>7 第三項の軽減対象所得金額及び全所得金額並びに前項に規定する所得の金額は、法第五十九条の二第一項及び第五項、第六十条第一項及び第二項、第六十六条の七第三項並びに第六十六条の九の三第三項並びに法人税法第二十七条、第四十条、第四十一条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項</p>	<p>常時使用する従業員には、次に掲げる者を含まないものとする。</p> <p>一 日々雇い入れられる者（一月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）</p> <p>二 二月以内の期間を定めて使用される者（二月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）</p> <p>三 季節的業務に四月以内の期間を定めて使用される者（四月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）</p> <p>四 試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）</p>	<p>ないことができるものとする。</p> <p>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上株式等に係る部分の金額として益金不算入額から控除した金額に相当する金額</p> <p>(2) 子会社等のために借り入れて子会社等へも付融資をしている負債の支払利子の額で子会社等からの受取利子の額に相当する金額</p> <p>（共通費用の額の配分基準の継続）</p> <p>60 - 5 措置法令第 36 条第 4 項に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>（申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義）</p> <p>60 - 6 措置法第 60 条第 4 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがっ</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>ない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。</p> <p>6 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。</p> <p>7 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区に変更があつた場合における第一項に規定する提出の日又は第二項に規定する指定の日、これらの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>並びに法人税法施行令第一百二十二条第二十項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。</p> <p>8 法第六十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項の内国法人の当該事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員（当該内国法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該内国法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該内国法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。</p> <p>9 法第六十条第一項の表の各号の中欄に規定する地区若しくは地域又は同条第二項に規定する地区に変更があつた場合には、当該変更により新たにこれらの地区又は地域に該当することとなつた地区に係るこれらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項</p>		<p>て、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>に規定する指定の日は、その新たに該当することとなつた日とする。</p> <p>10 法第六十条第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、これらの規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。</p> <p>11 第八項に規定する常時使用する従業員に含まれない者の範囲その他法第六十条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。</p>		
<p>第六十八条の十三（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）</p> <p>連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条に</p>	<p>第三十九条の四十三（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）</p> <p>法第六十八条の十三第一項に規定する政令で定める期間は、第二十七条の九第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>2 法第六十八条の十三第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。</p> <p>一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業 一の設備（同欄に規定する特定民間観光関連施設</p>	<p>第二十二條の二十六（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）</p> <p>施行令第三十九条の四十三第二項第一号に規定する一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として財務省令で定めるものは、第二十条の四第一項各号に掲げるものとする。</p> <p>2 施行令第三十九条の四十三第二項第一号に規定する観光関連施設の整備に著しく資する施設として財務省令で定めるものは、第二十条の四第二項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める施設（当該施設に専ら附属する施設として</p>	<p>第 68 条の 13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>（生産等設備の範囲）</p> <p>68 の 13 - 1 措置法令第 39 条の 43 第 2 項第 2 号イ及びロに規定する生産等設備は、措置法第 68 条の 13 第 1 項に係る措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 2 号から第 5 号までの第 2 欄に掲げる電気通信業、製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 27 条の 9 第 4 項、第 6 項若しくは第 9 項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。した</p>

<p>租税特別措置法 (最終改正:平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正:平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正:平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>において「工業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したとき(同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。)は、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(以下この項及び第七項において「供用年度」という。)の連結所得に対する調整前連結税額(第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下第三項までにおいて同じ。)から、当該連結親法人の税額控除限度額(その事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額(一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金</p>	<p>(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの並びに当該施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として財務省令で定めるものを除く。)のうち沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の整備に著しく資する施設として財務省令で定めるもの(以下この号において「対象施設」という。)に含まれるものに限る。)で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(当該対象施設に含まれない部分があるものについては、当該対象施設に含まれる部分に限る。)の取得価額(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。)の合計額が千円を超えるもの 二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発</p>	<p>設置するものを含む。)とする。</p>	<p>がって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68の13-2 措置法令第39条の43第2項第1号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>68の13-3 措置法第68条の13第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>額の合計額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。</p> <p>2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰</p>	<p>電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの</p> <p>ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの</p> <p>3 法第六十八条の十三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。</p> <p>一 当該供用年度(法第六十八条の十三第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第五項第一号において同じ。)の連結所得に対する調整前連結税額(同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。)の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額</p> <p>イ 連結親法人又はその連結子法人で、工業用機械等(法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等(同項の</p>		<p>械等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等(以下 68 の 13 - 10 までにおいて「工業用機械等」という。)の取得等に該当するものとする。</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした工業用機械等</p> <p>(2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね 30%)以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 13 - 4 措置法第 68 条の 13 の適用対象となる減価償却資産である措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号又は第 4 号に規定する工場用(以下 68 の 13 - 5 までにおいて「工場用」という。)の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</p> <p>措置法第 68 条の 13 の適用対象となる</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。</p> <p>3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度</p>	<p>規定の適用に係るものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）</p> <p>ロ 工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設した連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設した各連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額</p> <p>二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額</p> <p>4 法第六十八条の十三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。</p> <p>一 当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき法第六十八条の十三第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調</p>		<p>減価償却資産である措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても、同様とする。</p> <p>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。</p> <p>(工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>68 の 13 - 5 一の建物が工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は作業場用等に供されている部分について措置法第 68 条の 13 第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</p> <p>(1) 工場用又は作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(2) その他の用に供されている部分が極め</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>(当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項において「四年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出(四年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額(四年以内事業年度における第四十二条の九第一項に規定する税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第一項の規定(単体税額控除限度額については、同条第一項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第二項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。</p> <p>4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が</p>	<p>整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額</p> <p>イ 連結親法人又はその連結子法人で、繰越税額控除限度超過額(法第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額</p> <p>ロ 繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額</p> <p>二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき法第六十八条の十三第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)</p> <p>5 法第六十八条の十三第八項の規定に</p>		<p>て小部分であるときは、その全部が工場用又は作業場用等に供されているものとすることができる。</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>68 の 13 - 5 の 2 工業用機械等に係る措置法令第 27 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する開発研究(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</p> <p>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</p> <p>(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</p> <p>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>68 の 13 - 5 の 3 工業用機械等に係る措置法令第 27 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する「専ら開発研究(……)の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項又は第二項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。</p>	<p>より読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十三第八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号のいずれにも該当する連結法人にあつては、当該各号に定める金額の合計額）とする。</p> <p>一 連結親法人又はその連結子法人で、当該供用年度において工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該工業用機械等につき法第六十八条の十三第一項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額</p> <p>二 連結親法人又はその連結子法人で、当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの 当該繰越税額控除限度超過額のうち法第六十八条の十三第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額</p> <p>6 法第六十八条の十三第九項の規定により読み替えて適用される法人税法第八</p>		<p>専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>（委託研究先への資産の貸与）</p> <p>68 の 13 - 5 の 4 連結法人が、その取得又は製作をした措置法第 68 条の 13 第 1 項の規定に係る措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号の第 3 欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該連結法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>（税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備）</p> <p>68 の 13 - 6 措置法第 68 条の 13 の適用対象となる減価償却資産である措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の各号に掲げる建物の附属設備並びに措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項に規定</p>

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>5 第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。</p> <p>一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人</p> <p>二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人</p> <p>三 清算中の連結子法人</p> <p>6 第一項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる工業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を限度とする。</p> <p>7 第二項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明</p>	<p>十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十三第九項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結親法人又は連結子法人について、法第六十八条の十三第四項の規定により当該承認の取消しのあつた日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算された金額とする。</p> <p>7 第三十九条の四十第五項の規定は、法第六十八条の十三第四項の規定の適用がある場合について準用する。</p>		<p>する建物の附属設備は、これらの建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>（取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定）</p> <p>68 の 13 - 7 措置法第 68 条の 13 の規定の適用上、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。</p> <p>措置法令第 39 条の 43 第 2 項第 1 号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、同項第 2 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか又は同号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>（2 以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）</p> <p>68 の 13 - 8 一の生産等設備を構成する</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>細書の添付がある場合（第三項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の九第一項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。</p> <p>8 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用につい</p>			<p>工業用機械等でその取得価額の合計額が 20 億円を超えるものを 2 以上の連結事業年度（それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該事業年度）において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 20 億円を超えることとなる連結事業年度（以下 68 の 13 - 8 において「超過連結事業年度」という。）における措置法第 68 条の 13 第 1 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式によるものとする。</p> <p>(算式)</p> $ \begin{aligned} & (20 \text{ 億円} - \text{超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}) \times \\ & (\text{超過連結事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額} \div \\ & \text{超過連結事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}) \end{aligned} $ <p>(注)</p> <p>1 その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度とする。以下注書 2 において同じ。</p> <p>2 超過連結事業年度前の各連結事業年</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>ては、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十三第一項若しくは第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及 び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中 「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八 条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額 から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中 「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項 （沖縄の特定地域において工業用機械等</p>			<p>度において事業の用に供した個々の工業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>（指定事業の範囲）</p> <p>68 の 13 - 9 連結法人が措置法第 68 条の 13 の適用対象となる地区である措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の各号の第 1 欄に掲げる地区内（以下 68 の 13 - 10 までにおいて「沖縄の特定地域内」という。）において行う事業が同項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業（以下 68 の 13 - 10 までにおいて「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該沖縄の特定地域内にある事業所ごとに判定する。この場合において、連結親法人である協同組合等が当該沖縄の特定地域内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等は指定事業の用に供されているものとする。</p> <p>（注）</p> <p>1 例えば建設業を営む連結法人が当該沖縄の特地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該連結法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第八十一条の第二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」とする。</p> <p>9 第四項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項」と、同法</p>			<p>製造の事業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として行う。</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 13 - 10 連結法人が、自己の下請業者で沖縄の特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該連結法人が下請業者の当該沖縄の特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該連結法人の営む指定事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 68 条の 13 の適用対象となる事業である措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 2 欄に掲げる製造の事業に該当しない。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>10 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>			<p>（工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>68 の 13 - 11 連結法人が措置法第 68 条の 13 第 1 項（同法第 42 条の 9 第 1 項を含む。）に規定する工業用機械等を事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 68 の 13 - 11 において「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該工業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった工業用機械等に係る措置法第 68 条の 13 第 1 項（同法第 42 条の 9 第 1 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p> <p>68 の 13 - 12 措置法第 68 条の 13 第 5 項の規定により同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用がない同条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項及び第 2 項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 5 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けることができる。
<p>第六十八条の二十七（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第四十五条第一項に規定する期間内に、同項の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第</p>	<p>第三十九条の五十六（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>法第六十八条の二十七第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、第二十八条の九第二項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。</p> <p>2～10（略）</p>	<p>第二十二条の三十七（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>（略）</p>	<p>第 68 条の 27（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>（生産等設備等の範囲）</p> <p>68 の 27 - 1 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に規定する生産等設備は、措置法第 68 条の 27 第 1 項に係る措置法第 45 条第 1 項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 5 項から第 8 項までに規定する設備についても、同様とする。</p> <p>（適用対象地域が重複する場合の選択適用）</p> <p>68 の 27 - 2 連結法人が措置法第 68 条の 27 第 1 項に規定する工業用機械等（以下「工業用機械等」という。）の取得</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。)は、その用に供した日を含む連結事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該工業用機械等の取得価額(一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が同表の第一号又は第五号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ超える場合には、それぞれ十億円又は二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 第六十八条の十六第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。</p>			<p>(製作又は建設を含む。以下同じ。)をし事業の用に供した地区又は地域が同項に係る措置法第 45 条第 1 項の表の 2 以上の号の第 1 欄に掲げる地区又は地域に該当する場合には、当該連結法人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したもものとして措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>連結法人が同条第 2 項に規定する産業振興機械等(以下「産業振興機械等」という。)の取得等(同項に規定する取得等をいう。以下同じ。)をし事業の用に供した地区が措置法第 45 条第 2 項の表の 2 以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様とする。</p> <p>(注) 同表の第 4 号の上欄に掲げる地区には、同表の第 1 号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。</p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>68 の 27 - 3 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうかについては、当</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
5 前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。			<p> 該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（措置法第 68 条の 27 以外の特別償却等の規定又はこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 の規定をいう。以下同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。 </p> <p> 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 2 号イ若しくは第 3 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか若しくは同項第 2 号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号若しくは第 8 項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。 </p> <p> （圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額） </p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>68 の 27 - 4 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号の一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 2 号イ若しくは第 3 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか若しくは同項第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号若しくは第 8 項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>(注) 法の規定による圧縮記帳の適用を</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>受けた減価償却資産が工業用機械等又は産業振興機械等に該当する場合には、措置法第 68 条の 27 第 1 項又は第 2 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる取得価額は、圧縮記帳後の取得価額によることに留意する。</p> <p>(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)</p> <p>68 の 27 - 5 工業用機械等又は産業振興機械等には、措置法第 68 条の 78 の規定による圧縮記帳の適用を受けたこと等により措置法第 68 条の 27 の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>68 の 27 - 6 措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定による特別償却の対象となる工業用機械等は、工業生産設備等の新設又は増設に伴って取得をした工業用機械等をいうのであるから、当該新設又は増設に伴って取得をしたものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該連結法人の他の工場、作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>同条第 2 項に規定する中小規模法人（以下「中小規模法人」という。）に該当する連結法人以外の連結法人が取得等をした同項の規定による割増償却の対象となる産業振興機械等についても、同様とする。</p> <p>（新增設の範囲）</p> <p>68 の 27 - 7 措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等の取得に該当するものとする。</p> <p>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得をした工業用機械等</p> <p>(2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得をした場合で、その取得により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね 30%）以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの</p> <p>(3) 措置法第 68 条の 27 第 1 項に規定する地区又は地域において他の者が同項に規定する事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>用機械等</p> <p>(注) 本文の取扱いは、中小規模法人に該当する連結法人以外の連結法人が取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、同条第 2 項に規定する新設又は増設に係る当該設備を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27 - 8 工業用機械等に係る措置法第 45 条第 1 項に規定する工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。</p> <p>工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても、同様とする。</p> <p>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>(工場用、作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>68 の 27 - 9 一の建物が工場用、作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用、作業場用等に供されている部分について措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。</p> <p>(1) 工場用、作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用、作業場用等に供されているものとすることができる。</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>68 の 27 - 9 の 2 工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する開発研究(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</p> <p>(2) 新規製品の製造、製造工程の創</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>設又は未利用資源の活用方法の研究 (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集 (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品) 68の27-9の3 工業用機械等に係る措置法令第28条の9第7項第1号イに規定する「専ら開発研究(……)の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(委託研究先への資産の貸与) 68の27-9の4 連結法人が、その取得をした措置法第68条の27第1項の規定に係る措置法第45条第1項の表の第2号の第3欄に規定する器具及び備品を自</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該連結法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 27 - 10 工業用機械等に係る措置法第 45 条第 1 項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>産業振興機械等に係る同条第 2 項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 27 - 11 措置法第 68 条の 27 の適用上、同条第 1 項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が 10 億円又は 20 億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうか若しくは同項第 2 号イ若しくは第 3 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか若しくは同項第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号若しくは第 8 項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>(2 以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>68 の 27 - 12 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が 10 億円又は 20 億円を超えるものを 2 以上の連結事業年度 (それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該事業年度) において事業の用に供した場合には、その取</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>得価額の合計額が初めて10億円又は20億円を超えることとなる連結事業年度（以下68の27-12において「超過連結事業年度」という。）における措置法第68条の27第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式によるものとする。</p> <p>(算式)</p> <p>（10億円又は20億円-超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得が額の合計額）×（超過連結事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額÷超過連結事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額）</p> <p>(注)</p> <p>1 その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度とする。以下注書2において同じ。</p> <p>2 超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>68の27-13 連結法人が措置法第68</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>条の 27 第 1 項に規定する地区若しくは地域内又は同条第 2 項の表の各号の上欄に掲げる地区内（以下「特定地域内」という。）において行う事業が同条第 1 項に規定する事業又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。この場合において、連結親法人である協同組合等が当該特定地域内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得又は産業振興機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等又は産業振興機械等は指定事業の用に供されているものとする。</p> <p>(注)</p> <p>1 例えば建設業を営む連結法人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該連結法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業又は製造業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			<p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 27 - 14 連結法人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該連結法人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該連結法人の営む指定事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 68 条の 27 の適用対象となる事業である措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号から第 3 号までの第 2 欄に掲げる製造の事業又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p>(中小規模法人等であるかどうかの判定の</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
			時期) 68 の 27 - 15 連結法人が中小規模法人又は措置法第 68 条の 27 第 2 項に規定する中小連結法人に該当する連結法人であるかどうかは、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。
<p>第六十八条の六十三（第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）</p> <p>連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する提出の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合）内に終了する連結事業年度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該</p>	<p>第三十九条の九十（第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）</p> <p>法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。</p> <p>2 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に</p>	<p>第二十二条の六十の二（連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）</p> <p>施行令第三十九条の九十第一項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。</p> <p>一 法第六十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該地区内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間の月数</p> <p>二 法第六十八条の六十三第一項の表の</p>	<p>第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>（実質的に同一であると認められる者の意義）</p> <p>68 の 63 - 1 措置法規則第 22 条の 61 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号に規定する「連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合の当該支店や個人事業者がいわゆる法人成りをした場合の当該個人事業者をいう。</p> <p>（軽減対象所得金額に係る益金の額）</p> <p>68 の 63 - 2 措置法令第 39 条の 90 第 3 項に規定する連結所得の金額を計算する場合の益金の額は、同項に規定する特定事業（同条第 2 項に規定する事業を含む。以下「特定事業」という。）に係る収入</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)			租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。)に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p>			<p>掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する地区以外の地域において行われる当該各号に定める事業とする。</p> <p>一 法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イからトまでに掲げる業務に係る事業</p> <p>二 法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 当該地区において行われる事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第五号イからハまでに掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからハまでに定める業務に係る事業</p> <p>三 法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の表の各号の中欄に掲げる地区内で行う当該各号の下欄に掲げる事業(以下この条において「特定事業」という。)ごとに、当該各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結</p>	<p>各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>当該実質的に同一であると認められる者が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数</p> <p>2 施行令第三十九条の九十第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。</p> <p>一 法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区(以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。)内において施行令第三十九条の九十第四項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業(以下この項において「特定経</p>	<p>金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、貸倒引当金等の引当金又は準備金の益金算入額のうちその引当金又は準備金を繰り入れた連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)において同条第 3 項に規定する連結所得の金額(措置法令第 36 条第 3 項に規定する軽減対象所得金額を含む。)の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</p> <p>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</p> <p>(3) 受取配当金、受取利子、固定資産の賃貸料等営業外収益の額</p> <p>(注) 措置法令第 39 条の 90 第 6 項に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額(以下「特定事業軽減対象連結欠損金額」という。)及び同条第 10 項第 1 号イに規定する個別所得金額を計算する場合の益金の額についても、同様とする。</p> <p>(軽減対象所得金額等に係る損金の額)</p>
法人	地区	事業			
一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区と定めてられている地区	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業			
二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成三	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国	同法第四十四条第一項に規定する特定国際			

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)			租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
十一年三月三十一日までの間に受けた連結法人	際物流拠点産業集積地域として定められている地区	物流拠点事業	<p>所得の金額に相当する金額とする。</p> <p>4 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項及び第九項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において沖繩振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行っていた期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。</p> <p>5 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその各連結子法人（以下この条においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）の当該連結事業</p>	<p>済金融活性化事業」という。）を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数</p> <p>二 法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数</p> <p>3 前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 施行令第三十九条の九十第九項に規定する常時使用する従業員には、第二十一条の十七の二第五項各号に掲げる者を含めないものとする。</p>	<p>68 の 63 - 3 措置法令第 39 条の 90 第 3 項に規定する連結所得の金額を計算する場合の損金の額は、特定事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額のうち特定事業に係る金額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) 特定事業に属する棚卸資産の評価換えによる損失の額</p> <p>(2) 特定事業に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</p> <p>(3) 特定事業に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものによりほてんされる部分の金額を除く。）</p> <p>(注) 特定事業軽減対象連結欠損金額及び同条第 10 項第 1 号イに規定する個別所得金額を計算する場合の損金の額についても、同様とする。</p> <p>（災害損失の区分の特例）</p> <p>68 の 63 - 4 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものに</p>
<p>2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において沖繩振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた連結法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立されたもので、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）</p>					

<p>租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>租税特別措置法関係通達</p>
<p>内に終了する連結事業年度に限る。)において、当該連結親法人又はその連結子法人の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該地区内の事業所で当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の数の当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>3 前二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。</p> <p>一 第六十八条の十三第一項又は第二項の規定</p> <p>二 第六十八条の二十七の規定</p> <p>三 第六十八条の二十七の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定</p> <p>四 第六十八条の二十七の規定に係る第</p>	<p>年度の個別所得金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。第十項第一号イにおいて同じ。)とする。</p> <p>6 各特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額(各特定事業ごとに、法第六十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に当該連結事業年度において連結欠損金額を生ずることとなるときのその連結欠損金額に相当する金額をいう。第一号において同じ。)若しくは認定連結親法人若しくはその各認定連結子法人に係る軽減対象連結欠損金額(認定連結親法人又はその各認定連結子法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額から同項に規定する個別帰属益金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合又は各特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額の合計額と認定連結親法人及びその各認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額の合計額とを合計した金額(以下この項において「全軽減対</p>		<p>については、特定事業に係る収入金額と特定事業に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>68 の 63 - 5 支払利子の額で特定事業に係るものの金額は、措置法令第 39 条の 90 第 8 項の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各連結事業年度における支払利子の額のうちに次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</p> <p>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上株式等に係る部分の金額として益金不算入額から控除した金額に相当する金額</p> <p>(2) 子会社等のために借り入れて子会社等へひも付融資をしている負債の支払利子の額で子会社等からの受取利子の額に相当する金額</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>68 の 63 - 6 措置法令第 39 条の 90 第 8 項に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の連結事業年度(その事</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定</p> <p>4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。</p> <p>5 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。</p> <p>6 第一項又は第二項の規定により損金の額に算入される金額のうちこれらの規定の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、政令で定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>7 前項に規定する政令で定めるところによ</p>	<p>象連結所得金額」という。)が当該連結事業年度の連結所得の金額(第一号において「全連結所得金額」という。)を超える場合には、次の各号に掲げる金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 当該特定事業(当該特定事業により生じた連結所得の金額を計算する場合に、連結欠損金額が生ずることとなる特定事業(以下この号において「欠損発生特定事業」という。)を除く。第十項第一号において同じ。)に係る法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める金額</p> <p>当該全軽減対象連結所得金額から欠損発生特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額及び軽減対象連結欠損金額の合計額を控除した金額(当該金額が全連結所得金額を超える場合には、当該全連結所得金額に相当する金額。次号において「調整軽減対象連結所得金額」という。)に当該特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額</p> <p>二 当該認定連結親法人又はその認定連結子法人(軽減対象連結欠損金額に係る認定連結親法人又は認定連結子法人</p>		<p>業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(注) この配分基準の継続が行われているかどうかの判定は、連結法人ごとに行うものとする。</p> <p>68 の 63 - 7 削除</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>68 の 63 - 8 措置法第 68 条の 63 第 4 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、連結確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該連結確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがって、連結所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。</p>

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
<p>り計算した金額を有する同項の連結親法人又はその連結子法人の当該金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとする。</p> <p>8 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区に変更があつた場合における第一項に規定する提出の日又は第二項に規定する指定の日、これらの規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>を除く。第十項第二号において同じ。)に係る法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める金額 当該調整軽減対象連結所得金額に当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額</p> <p>7 第三項に規定する連結所得の金額、第五項に規定する個別所得金額並びに前項の特定事業軽減対象連結欠損金額、軽減対象連結欠損金額及び全連結所得金額は、法第六十八条の五十七第一項、第六十八条の五十七の二第一項、第六十八条の六十二第一項及び第二項、第六十八条の六十二の二第一項及び第五項、第六十八条の六十三第一項及び第二項、第六十八条の六十三の二第一項、第六十八条の六十四第一項、第六十八条の六十五第一項、第六十八条の九十一第三項並びに第六十八条の九十三の三第三項並びに法人税法第八十一条の五の二第一項、第八十一条の七第一項、第八十一条の八第一項並びに第八十一条の九第一項及び第四項並びに同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>計算する場合における同法第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。</p> <p>8 第三項に規定する連結所得の金額又は第六項に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額を計算する場合において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該連結親法人又はその連結子法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。</p> <p>9 法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該連結事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員（当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と第三十六条第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。</p> <p>10 法第六十八条の六十三第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 法第六十八条の六十三第一項の規定の適用を受ける場合 当該特定事業に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額にイに掲げる金額を乗じてこれをロに掲げる金額で除して計算した金額</p> <p>イ 当該連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該連結親法人又はその連結子法人の個別所得金額</p> <p>ロ 当該特定事業を行う当該連結親法人及びその各連結子法人のイに掲げる金額の合計額</p> <p>二 法第六十八条の六十三第二項の規定の適用を受ける場合 当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額に前項に規定する割合を乗じて計算した金額</p> <p>1 1 法第六十八条の六十三第一項の表の各号の中欄に規定する地区若しくは地域又は同条第二項に規定する地区に変更があつた場合には、当該変更により新たにこれらの地区又は地域に該当することとなつた地区に係るこれらの規定の適用について</p>		

租税特別措置法 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行令 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法施行規則 (最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日)	租税特別措置法関係通達
	<p>は、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、その新たに該当することとなつた日とする。</p> <p>1 2 法第六十八条の六十三第一項又は第二項の規定の適用がある場合における連結利益積立金額又はこれらの規定に規定する連結親法人若しくはその連結子法人の連結個別利益積立金額の計算については、これらの連結親法人又はその連結子法人の第十項の規定により計算した金額は、法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれるものとする。</p> <p>1 3 第十項の規定により計算した金額を有する当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、第十項の規定により計算した金額は、同条第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。</p> <p>1 4 第九項に規定する常時使用する従業員に含まれない者の範囲その他法第六十八条の六十三の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。</p>		

<出典>

租税特別措置法

原則として、平成 29 年 3 月 31 日現在のデータを基に編纂しています。なお、官報等の原本と異なる場合、原本が優先します。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332AC0000000026

租税特別措置法施行令

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332CO0000000043

租税特別措置法施行規則

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332M50000040015

租税特別措置法関係通達（法人税編）

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/01.htm>

租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/801226/sinkoku/01.htm>

租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/710826/sanrin/sanjyou/01.htm>